

大阪府・大阪市特別区設置協議会

第8回協議会 議事録

日 時：平成25年10月30日(水) 13:30～17:45

場 所：大阪市会 特別委員会室

出席者：浅田均会長、美延映夫副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、
(名簿順)今井豊委員、大橋一功委員、岩木均委員、清水義人委員、林啓二委員、
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、吉村洋文委員、明石直樹委員、
辻義隆委員、木下吉信委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第8回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。まず、定足数についてであります。大阪府・大阪市特別区設置協議会設置規約第6条第3項により、2分の1以上20名の委員がご出席いただいており、定足数に達し会議が成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

それから、資料の配付についてであります。本日は事務局から国との調整状況につきまして、資料の提出が、また公明党及び共産党から資料の提出がなされておりますので、配付させていただきます。

また、府内市町村から職員の方が傍聴に来られておりますので、今回、市町村傍聴席を設けさせていただきます。

それではまず、事務局のほうから、国との調整状況についてご説明をお願いいたします。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

それでは、私のほうから、国との調整状況について報告させていただきます。

お手元の資料の1-1というところをごらんください。

これまでの経過でございますが、協議会でこれまで説明してまいりましたように、8月9日の第6回協議会で提案したパッケージ案、これをもとに国と調整をスタートさせました。

8月16日には、総務省から関係の省庁のほうに意見照会をしていただいております。それを総務省のほうに集約いただいて、9月19日に総務省から私どものほうに各関係省庁の意見・質問ということで、提出いただきました。

今般、この国からの質問・意見に対して、私どもの回答を提出させていただいたところでございます。

なお、財政調整財源でありますとか、指標の関係など、財政関係の事項については、この間、並行して担当者間で適宜意見交換してまいったところでございます。

総務省への回答の内容については、後ほど説明させていただきます。

今後の国との調整の進め方でございますが、今回の私どもの回答を受けまして、11月から12月に再度総務省で関係の省庁のほうに照会いただきまして、そこで質問・意見を

集約していただき、それに対して再度私どものほうでまた回答していくという形で進めていく予定でございます。

そして、これら法改正事項の取り扱いにつきましては、来年1月ごろを目途に国との調整を進めていきたいというように考えております。

その上で、協議会でご議論いただき、協定書作成に当たっての国との事前協議につなげていきたいと考えております。

次に、今回の国からの質問・意見及びその回答でございますが、これに関しましては、ちょっとお手数ですが、1 - 3という資料をごらんください。

こちらが国の関係省庁から出てきた質問・意見及びそれに対する回答ということで、資料といたしましては、左側に質問と意見が並んでおりまして、それに対して、私どもの回答というものを右の欄に設けております。

個々の質問・意見については、後ほどごらんいただければよろしいかと思いますが、全体で1府8省から46件、68項目の質問をいただいております。中には、単なる確認であるとか、留意点の連絡、所管省庁の誤りの指摘などといった軽易なものも含まれているところがございます。

これらの中には、多くの共通の意見が今回ございました。3点ほどあったんですが、一つ目は、今回の事務分担の考え方や特別区が中核市並みの権限を担う理由など、パッケージ案の基本的な考え方そのものを問うという質問、それから二つ目は、特別区が事務を処理するために、職員体制や専門性の確保、これが図れるのかといった点の質問、それから三つ目は、事務配分を事務処理特例条例ではなく、法令改正で対応する必要があるとしていることについての質問でございます。

これら三つの意見が多うございましたので、これらに対する回答として、基本回答としてまとめたのが、この資料の1 - 2の部分でございます。

この1 - 2の部分を少し説明させていただきたいと思っております。

まず、構成として基本認識というところをつくっておりますが、この部分につきましては、国から質問・意見があった部分で、東京の特別区と異なって、大阪の特別区に中核市並みの権限が必要な理由、さらには一部の権限では道府県あるいは政令指定都市の権限まで担うということが適切と考えている理由はということかという質問に対する基本認識ということで、私どもといたしましては、特別区の制度設計の基本的な考え方を述べた上で、新たな特別区では、人口規模の要件を中核市並みで満たしていることや、大阪市でこれまで培われてきた知見、実績、ノウハウということを有していること、それから施設・設備面でも継承することによって対応可能、さらに必要な職員体制を整備することなどによって、中核市並みの権能を担う要件は十分備えているものだと、そのため、特別区が担う権限は他の大都市制度と同様に、法制度上に定められるべきものだという形で回答しております。

それから、ページめくっていただきまして、2ページ目のところに、主要論点ということで二つ挙げております。

先ほど申しましたが、一つは職員体制と専門性の確保という点、それからもう一つは、事務処理特例条例との関係ということで、回答を取りまとめております。

まず、職員体制・専門性の確保ということに関するものですが、新たな特別区につきましては、今回類似する近隣の中核5市のほか、児童相談所を設置する政令指定都市の人員配置、こういったことをモデルに職員体制を整備するほか、特別区の設置時には、現行の市の職員体制をベースに、府市の垣根を超えた適材適所の人員配置に努めることで、中核市並みの権限を担うために必要な職員体制、あるいは専門性の確保、こういったことが可能という考えを示しております。

この点につきましては、1から職員体制を整備していく必要がある、一般市から中核市への移行という場合とは状況が異なるものと、私どもの考えを述べております。

それから、二つ目の事務処理特例との関係でございますが、質問・意見の内容といたしましては、事務処理特例条例の活用ではなく、法令改正のほうが望ましいと考える理由はどのようなものがあるのか。あるいは、個別法令の改正ではなく、現行法令にのっとり、条例で対応するほうがそもそも適切ではないのかといったご意見をいただいております。

これに対しまして、まず1点目といたしまして、大都市法の趣旨・目的という形で説明しております。

大都市法は国との協議を経て、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする法律で、協定書の事務分担の内容を踏まえて、必要な法制上の措置その他の措置を講ずると定められているというものでございます。

その上で、大都市法と、特例条例との関係では、3ページのところで説明してありますが、そもそもその趣旨・目的に大きな違いがあって、大都市法の枠組みの中で事務分担等の協議とあわせて権限移譲のための法制上の措置等が検討されるのが望ましいという考え方を示させてもらっています。

それから、2点目の分権改革との関係といたしまして、これは3ページの下のあたりからの部分ですが、基礎自治体への権限移譲は、恒久的に事務処理特例条例で対応するのではなく、特例条例の実績を踏まえて、法制度で普遍化するための過渡的なものに位置づけられているのではないかと、こういうふうに私ども解しております。そういう認識を示した上で、都の内部団体から徐々に権限を拡大してきた東京の特別区の、こういった経緯とは状況が異なっているということにも触れまして、中核市並みの規模・能力を有する特別区には、最初から法制度上、中核市と同等の権限を付与するのが望ましいという考えを述べさせてもらっています。

3点目につきましては、4ページのところでありますが、事務処理特例条例の課題ということにつきまして、特例条例は、法令改正によらず、基礎自治体に対して権限移譲が実現できる有効な手段の一つというふうには認識しておりますが、ただ、その適用に当たって課題があるということで、事務処理の実態に合った地方交付税の算定というものがどうなるか、それから事務処理特例交付金と、今私どもで提案させてもらっている事務配分に応じた財政調整制度、これとの整合性などの課題がございまして、恒久的な事務分担を定める場合は、やはり大都市法に基づく法令改正による対応が基本と考えている、こういう考えを示しております。

この内容を今回、資料1 - 3の回答に追加する形で国のほうに提出したところでございます。

国との調整状況の報告は私のほうからは以上でございます。

(浅田会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまから本日の質疑を始めたいと思います。

本日の質疑の進め方などについての確認であります。前々回、第6回協議会におきまして、大都市局から大阪における大都市制度の制度設計、いわゆるパッケージ案の資料説明がございました。本日は、このパッケージ案については、これは知事・市長案ですので、知事・市長及び大都市局に加えまして、関係部局にも出席をいただき、質疑を行うことといたしております。質疑時間につきましては、代表者会議での合意に基づき、本日の質疑時間240分の半分を均等に各会派に割り振り、残る半分の時間を各会派の議員数に応じて配分するという考えで計算しました結果、各会派の持ち時間は、維新が76分、公明が50分、自民が44分、民主・みらいが37分、共産が31分となっております。

また、今回の質疑のやりとりにつきましては、時間が制限されておりますので、着座したまま、座ったままご発言いただくというところで行いたいと思います。

加えて、本日は資料の事実確認等を行うということでございますので、適宜資料を使って質問・答弁を行うということで進めたいと思います。

それでは、順次、質疑を始めたいと思います。

繰り返し申し上げますが、発言される場合は、インターネット配信をしております関係から、マイクを通してご発言いただきますようお願い申し上げます。

委員におかれましては、いつもどおり挙手していただいた上で、私が指名してから、マイクを通してご発言いただきますようお願い申し上げます。

事務局と部局につきましては、挙手の上、職名と氏名を名乗っていただいた上で着座したままで結構ですので発言をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、維新、大橋委員のほうからお願い申し上げます。

(橋下委員)

会長、すみません。進め方について、ちょっと1点確認させてもらいたいんですけど。

(浅田会長)

はい、橋下委員。

(橋下委員)

すみません、これ、知事・市長案ね、事務局が質問の際に、事務局指名で事務局が答えた場合に、知事・市長案なので、補足のある場合には、僕らにもきちっと補足をさせてもらいたいんですけど、ちょっと、前回補足しようと思ったら、知事と市長は答弁するなみたいな、ちょっと顔をされたので、補足があれば、いたずらに延ばすつもりはありませんので、事務局が答えた場合に、補足がある場合には、ちょっと知事・市長案という形なので、補足はきちっとさせてもらいたいと思います。

(浅田会長)

その件につきましては、そういう認識で進めさせていただいておりますが。

(橋下委員)

いや、前回、何かすごい。顔じゃなくて、言葉でしゃべるなみたいな。顔じゃなくて、じゃあ、補足はさせてもらいます。

(浅田会長)

それでは、維新、大橋委員からお願い申し上げます。

(大橋委員)

維新の大橋でございます。

それでは、私のほうから数点にわたりまして質問をさせていただきたいと思えます。

8月9日に開催されました第6回協議会におきまして、知事・市長のパッケージ案が示されてきました。そして、これまでにこの法定協議会の場や、あるいは府議会、そして市会、案に対する評価や疑問点、問題点、それぞれに議論はされてきております。これから本格的な委員間議論、協議ですね、次回というふうに聞いておりますが、それに当たりまして、議論の根本に立ち返りまして、我々が検討を進めておりますこの新たな大都市制度が持つ、そもそもの意味と意義、あるいは重要な論点について再確認するとともに、この協議会の使命であります特別区設置協定書の取りまとめに向けた今後の進め方がどうあるべきか等につきまして、事務局を交えながら、知事、市長に質問をさせていただきたいと思えます。

まず、先ほど事務局から、新たな大都市制度実現に必要な法改正については、国との調整状況の報告がございましたが、そもそも今回の法改正は、大都市地域特別区設置法に基づくものであります。

そこで、大都市法の中身を明らかにしながら、法改正の位置づけを考えていきたいと、かように思います。

まず、今回の大都市地域特別区設置法の目的というのは、どのようなものでありましょつか、ご説明願います。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

大都市地域特別区設置法の目的といたしましては、その1条で道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的と規定されているところでござ

います。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

ただいまご説明いただきました目的につきましては、特別区を設けるための手続などを定めることで、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることとということとであります。

それでは、地域の実情に応じた大都市制度を実現するための手続につきまして、どのように規定をされているのでしょうか。

また、その中で国の関与というのは、どのように書かれているのでしょうか、事務局に確認をいたしたいと思います。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

まず、新たな大都市制度を実現するための法に定められた手続といたしましては、特別区設置協議会、いわゆる法定協議会を設置、それから法定協議会が特別区設置協定書を作成、その後、関係議会での協定書の承認、それを受けて、住民投票の実施、これで過半数を得られれば、最終的に総務大臣への特別区の設置申請、これを受けて、政府は6月を目途に必要な法制上の措置と規定されているところです。

次に、この手続の中での国の関与といたしましては、事務分担、税源配分、財政調整のうち、法制上の措置を講じる必要があるものを協定書に記載しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならないと規定されています。この3項目に限定して、事前協議が必要とされているということだと思えます。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

法のそもそものおさらいをさせていただいたんですが、国の関与につきましては、同意ではなく、事前協議だと、それも限定的に3項目ということとあります。協議会は制度を設計をします。そして、特別区の設計は協定書に委ねられております。協議会は協定書を作成しまして、それぞれ議会の承認を得て、最終はご案内のとおり、住民投票で意思決定がされます。

これまでにない地域の主体性を重視した仕組みになっているというふうに思えます。

こうした手続、仕組みから、国は住民投票を経た協定書の内容を最大限尊重すべきというのは明らかだというふうに思えます。事前の協議が調べば、法制上の措置を講じるし、

義務を負うことになるということだと思います。

それが、国との協議が残念ながら調わないまま協定書が作成され、承認され、住民投票と進んで、民意が特別区となったような場合、ご心配いただいておりますが、協定書の内容に反する措置を国が恐らくとることができるでしょうか。国の関与は限定的で、地域のことは地域が決めると、先ほどご説明ありましたとおりでございます。

最終は住民投票の意思を尊重するとの大都市地域特別区設置法の趣旨からいきますと、住民の意思に反した措置をとるのは難しいのではないかというふうに思います。

もし、国との協議が調わない場合は、現在の、先ほどのご回答いただいた中にもありましたように、東京都と同様制度としたまま、事務処理特例条例を活用して、特別区に権限移譲をする、その上で特別区設置を引き続き法制上の措置を求めていくというふうに考えられております。

こうしたことをよく踏まえまして、国との調整に臨むことは必要であります。協議が調うよう全力を尽くすのは当然であります。仮に、先ほど申し上げたように、全てが調うとならなかった場合、どうするのでしょうか。その際の対応も含め、国との調整に臨むべきというふうに思いますが、今後、どのように国と調整を進められようとしているのでしょうか。橋下市長にお伺いをいたします。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

まず新たな大都市制度の実現に向けて、法改正に全力を尽くすこと、それがまず大前提です。これは行政的にも政治的にも全力を尽くしていくということが大前提ですから、よく、法令改正が125とか、それぐらいの数があるって、本当に実現可能なのかという意見をよく聞くんですけども、委員ご指摘のとおり、事務処理特例条例を使っても、やろうと思ったらできるということは一定踏まえた上で、それでも原則は法令改正でやるのが原則なんですけれども、やろうと思えば、事務処理特例条例というものを活用できるということも念頭に置かなければなりません。

このようなことを踏まえまして、来年1月を目途に、国との調整ができなかった場合の対応も含めて、法令改正事項の取り扱いをどうするのか、一定の方針が出せるように、国としっかり調整をしていきたいと思っております。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

今、市長が述べられましたとおりでございます。大前提は法改正でということだと思います。

要は、大阪にふさわしい制度をつくるのが目的でありまして、法改正はそのための手段

であります。国とのやりとりを進める中で、制度実現に法改正が必ず必要なものは何か、調整状況によっては、法改正は後に置いて、とりあえず現行制度の中で対応する項目も頭に入れながら、戦略を持って効率的に国との協議を進めていく必要があると思います。

我々といたしましても、都構想実現に向け、必要な法改正に全力で取り組んでまいりたいと、かように思っているところでございます。

このように、都構想は国レベルに及ぶ大改革であります。では、なぜこうした大改革である新たな大都市制度実現を目指しているのか、これまでの府と市の歴史を踏まえて、松井知事、橋下市長にお伺いをいたします。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

まさに、もうこれまでの歴史をよくご存じの方は、よく理解していただけたらと思うんですけども、この大都市大阪において、大阪府と大阪市、大阪の経済を成長させるための施策ですね、これがもう二重二元になってまいりました。このことによりまして、大阪は高いポテンシャルがあるにもかかわらず、なかなか発展をしてこれなかった、無駄なところが多かった、それぞれの事業で失敗が多かった、こういうものを全て見直していきたいと、そういうことで大阪を再生をさせたい。そのためには、明確なやはり役割分担が必要であると、そういうことを考えまして、新たな大都市制度、これを制度として確立することなくして大阪の再生、こういうものがない、こういう思いで今の新たな大都市制度を目指しているところであります。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

大都市制度を変えていかなきゃいけないという、今議論をしている中で、この事務局が知事・市長案として、事務局が出したパッケージ案について、その効果というものが、ここに出ている効果額のことばかり取り上げられて議論されていますけども、パッケージ案で示されている効果額というのは、ある意味、節約効果額、新しい大都市制度を実現したときの効果の中の、本当にごくごく一部の、行革効果の中の、さらにまた一部の節約効果額であって、これが主たる目的ではありません。施設を統廃合して生み出されるお金と申しますか、節約できるお金とか、そういうものは、ある意味副次的なことであって、そもそも話は、これは府議会、市会の皆さんが、僕なんかよりも、皆さんが一番ご存じだと思うんですけども、大阪府と大阪市の、この口スですよ、今まで大阪府と大阪市役所がそれぞれ意思決定をやり、同じような権限と同じような財源を持ちながら、二重にやってきた、この大阪府政、大阪市政の歴史は、僕が知事になる前から、府議会議員、市会議員になった皆さんもよくご存じだと思います。それから、役所サイドのほうも、役所の組

織として、大阪府庁と大阪市役所がさまざまなことで協調することがあったけれども、ぶつかり合ってきたこと、これも事実です。知事と市長が面と向かって協議をするのに、事前の準備に半年も1年もかかるなんていうことを、僕は知事になったときに言われましたけれども、それが大阪のこれまでの政治行政の実態でした。ですから、きちんと役割分担をして、二重行政、二元行政の口スをなくす、本当に莫大な口スは、数字を挙げれば切りないですけども、りんくうゲートタワーとWTCビルに始まり、二重になっていることは山ほどあります。市立大学と府立大学なんて、東京ではトータルで140億円ぐらいの運営交付金しか東京都庁は出していませんけども、大阪の場合は、府市合わせて200億円の運営交付金出してるわけですから、こういうことを全部無駄とは言いませんけども、こういうような二重行政、二元行政の口スというものを、まずやめるということが新しい大都市制度の目的です。

それから、役所組織がきちんと行政サービスを展開できるためにも、それぞれの組織でそれぞれのポジション、課長とか、部長とか、局長がそれぞれのポジションで意思決定をばらばらにするんじゃなくて、広域行政は一つの組織にまとめて、意思決定をしっかりと一本化していく、それから何といても、大阪市内で一番重要なことは、住民に近い役所をつくる、これは大阪市長やってよくわかりましたけれども、とてもじゃありませんが、今の大阪市役所体制、住民の皆さんに近い役所とは言えません。

昨日も地域活動協議会、地域のコミュニティーのほうに参加しましたけれども、これ一つ参加するだけでも、かなりの時間がかかる、これ24区参加しようと思ったら、それだけで半年ぐらいかかってしまいます、1回顔出すのに。やっぱり、大阪市内に選挙で選ばれたリーダーを複数人、5人から7人、最低でも5人から7人の選挙で選ばれた、そして決定権と財源をきちんと持った、予算編成権を持った、選挙で選ばれた公選の首長を、大阪市内に置くことが住民自治にとっては、本当に一番重要な、喫緊な課題だというふうに思っております、これらが新しい大都市制度を目指す目的であり、ちょっとこの法定協議会で議論されている節約効果額というのは、副次的な話で、新しい大都市制度をつくるに当たって、イニシャルコスト、初期費用がかかりますから、それは市民の皆さんに新たな負担をしてもらわなくても、行革効果で十分賄えますよというぐらいの意味で、二重行政、二元行政の口ス、それから組織の意思決定の一元化、そして大阪市内に選挙で選ばれた首長を誕生させて、住民に近い基礎自治体をしっかりとつくる、これが新しい大都市制度をつくっていく目的だと考えています。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

ただいま具体のお話もいただきましたので、それでは具体的に、ちょっと事務局にお尋ねしたいと思います。

投資口スや二重行政という解消を図るということで、今の大都市制度を求めていくんだということです。そこで、府市の大規模開発の代表例であります大阪府のりんくうゲート

タワービルと大阪市のWTCビル、旧WTCビルですね、総事業費について、事務局に確認をさせていただきたいと思います。

(浅田会長)
松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

りんくうゲートタワービルと旧WTCの総事業費についてのご質問ということでお答え申し上げます。

りんくうゲートタワービル、これは平成8年開業でございますが、この総事業費は659億円、大阪ワールドトレードセンタービル、平成7年開業でございますが、これの総事業費は1,193億円となっております。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

今、ご説明いただいたとおり、りんくうゲートタワービル単体の事業費といたしましては、大体700億円と、りんくうタウン全体では、21年度ぐらいまでの数字でございますけれども、5,400億円ぐらいの投資がされたと。トータル6,000億前後の事業費が投じられている。

WTCビルと合わせますと7,000億円以上、膨大な事業費が導入されているという、今報告をいただいております。それに見合った成果はご案内のとおりでございます。府市それぞれで事業を行い、両方ともそういう結果になってございます。

莫大な借金が将来の子供たちの負担になり、府市ばらばらではなく、仮に一体で集中投資、もしすることができていけば、違った形になったのかもわかりません。一つの司令塔で一人のリーダーがやったといえ、二つとも無駄になる失策は行わないというふうに思います。

それでしたら、次に、二重行政の代表例とも言えます、このほど統合協議が調ったという報道もありましたが、府と市の信用保証協会につきましてお願いしたいと思います。

市の保証協会を利用されている企業は、3万2,000社あるそうでございます。府の信用保証協会も重複して利用されている企業がそのうち、6割の1万9,000社というふうにお聞きいたしております。利用者が重複しているということは、協会が中小企業にかわって借入金を返済した場合の損失補償も重複しているということになるのではないのでしょうか。一つの信用保証協会だったら、そんなことにはならないはずであります。そもそも信用保証協会について、過去いろいろと協議はされてきたというふうにお聞きをいたしておりますが、今の松井知事、橋下市長体制の以前、一体いつごろから議論が始まったのか、またその結果については、どうだったのでしょうか、事務局のほうからご報告をお願いします。

(浅田会長)

松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

お答えいたします。府市連携に関しましては、平成 18 年 2 月、当時の太田知事と関市長の時代に府市首脳懇談会を設置して、議論を開始いたしました。

府市連携を進める具体的な課題としまして、信用保証協会など 6 項目について、検討・協議することで合意したものでございます。

その後、副知事、副市長がトップの府市連携協議会や、信用保証協会事業等連絡協議会などを設置をいたしまして協議を進めておりましたが、市協会のほうが経営改善計画中であったことなどから、統合協議は中断されたという結果でございます。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

ただいま経営改善計画中だから、統合協議は中断したというお話をいただきましたが、実はそうなんでしょうか。それは表向きはそうであるかもしれませんが、しかし、別のところにあるのではないのでしょうか。組織、利益を超えて事業統合などができてこなかったという実態を今お聞きいたしました。そして、今の松井知事、橋下市長体制において、府市統合本部で取り組んだからこそ、信用保証協会においても組織統合という方向性が示せて、実現できるのだらうというふうに思います。

そもそも統合本部と首脳懇談会という、今のお話では、開催回数等、全然違うんじゃないでしょうか。その辺のところもお聞かせください。

(浅田会長)

松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

まず、先ほど申し上げました府市首脳懇談会でございますが、こちらは平成 20 年 3 月まで、2 年間存続しておりましたが、その間で、計 3 回開催となっております。

一方、府市統合本部会議につきましては、平成 23 年 12 月以降、現在までで計 21 回開催されております。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

2年で3回、統合本部は今までに21回、もう圧倒的に違いますよね。もうこれはご案内のとおりであります。

これまでは事務方がボトムアップで上げてきたということで、その調整に莫大な労力と時間を要し、そして知事、市長に話を上げてこれるまでにも至らなかったというのが現実ではないでしょうか。

それらの努力が全て無駄になったと、いわゆる調整ロスという言葉で片づけられてきたのが、これまでのことだと思います。

現在の知事、市長になって、トップダウンにより府市再編という大きな方向性を打ち出して、統合本部で21回にも及ぶ会議を重ねられ、進められてきたということであるというふうに思います。

大阪都実現の効果は非常に大きなものだと思いますが、このうち、今回のパッケージ案に示されております、先ほど橋下市長が節約効果や、おっしゃられたA B項目の効果について事務局に確認をさせていただきたいと思います。

(浅田会長)

松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

府市再編がもたらすさまざまな効果のうちで、今回のパッケージ案でお示ししておりますA B項目関連の効果額、今、先生のお示しの、いわば節約効果額ということになるかと思いますが、これにつきましては、単年度ベースの継続的效果として、最大で約500億円、うち一般財源分として約439億円と見込んでおります。

なお、この効果額につきましては、いろいろとご指摘をいただいているところでございまして、今後事務局としても精査が必要というふうに考えております。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

A B項目の効果、いわゆる節約効果額については、まだまだこれから精査が必要だというふうにおっしゃられました。しかし、今後、各項目の検討や取り組みが進むに従いまして、見込み額が増額されたり、いろいろと幅があるのだというふうに思います。

そこで、具体的に事例を挙げてお伺いしたいのですが、A項目のうちの、一般廃棄物の節減効果額、すなわち一般財源分については、どのように見込まれているのでしょうか、お願いいたします。

(浅田会長)

松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

A 項目のうちの一般廃棄物につきましては、経営形態の見直しにより収集輸送事業の完全民間化に伴う市費負担の削減効果としまして、79 億円、焼却処理事業に係る工場稼働体制の見直し及び民間運営・民間委託の拡大等による事業コストの削減効果としまして30 億円、合わせて109 億円を見込んでおります。このうち、一般財源分につきましては、収集輸送事業に係る79 億円のみを現在は算定をしております、焼却処理事業につきましては、大阪市、八尾市及び松原市の3 市による一部事務組合の設立協議中ということでございますので、今後、この設立協議を踏まえて算定するというようにしております。

(大橋委員)

一般廃棄物に関しましては、まだ一般財源ベースで節約効果額の上乗せが見込めるということでもあります。先だって、報道がございました。一部事務組合の規約案と、ごみ焼却処理事業の承継に関する協定書がまとめられたという報道でありました。これは、もちろん、大阪都そのものの大きな効果とはスケールは違うんでありますが、A B 項目の節約効果額については、今後の取り組みの進展に応じて、伸びしろが見込めるというふうに思います。一般廃棄物のように、例えば、公が、そして民がというふうに、事業の仕分けをしていくことによって、経営形態の変更でありますとか、外部化していくということも都構想の大きな要素ではないでしょうか。

このことによりまして、事業費縮減と職員削減の両面で効率化を図ることもできるかもしれません。こうした改革について、精力的に進めていってほしいと思います。

ところで、今回のパッケージ案におけます職員体制の節約効果額はどの程度なんでしょうか。

例えば、北区と中央区を分離する7 区案の試案1 と、同じく5 区案の試案3 の職員体制の節約効果額を比較してお答えいただきたいと思います。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

職員体制の節約効果額でございますけれども、5 区案の試案1 では、職員削減数を1,200 人から2,600 人と見込んでおりますことから、その効果額は30 億から140 億円と算定しております。

また、5 区案でございます試案3 の場合につきましては、削減数は3,000 人から4,200 人となりますことから、その効果額は170 億から270 億円となると算定しております。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

かなり差があるということは一目瞭然で、よくわかりだというふうに思います。

A B項目の節約効果額について、今後精査が必要ということで、先ほどもおっしゃられましたが、仮にご指摘の地下鉄分を全額除いたといたしましても、先ほどの職員体制の5区案の節約効果額と合わせますと、約500億円の確保というところ、この額が将来にわたって継続するとすれば、10年では掛ける10で5,000億円、20年では1兆円という単純計算ですが、大きな金額になります。

行革レベルの話でございますが、それでも、これ、例えば松井知事と橋下市長でなければ、この額は到底無理でありましょうし、逆にそうでなければ、府市の議論が再燃し、改革が進めず、こうした効果も失われている可能性、いわゆる逸失される効果も否定できないというふうに思います。

今年9月に、ご存じのように2020年、東京オリンピックが決定いたしました。五輪開催による経済波及効果につきまして、東京都は試算で約3兆円というふうに発表されておりますが、民間では、数十兆から150兆という試算もあるそうでございます。経済波及効果の範囲の設定により、効果が違うということだそうであります。ご案内のように、平成13年には大阪がオリンピック招致に単独で誘致活動をされ、失敗したことは記憶に新しいというふうに思います。当時の府市連携による限界というものが少なからず招致に影響したとすれば、それにより逸失した利益あるいは経済波及効果見込み額と言われるのは、大きなものを逃がしたということが言えるというふうに思います。

にもかかわらず、いまだに制度を変えなくても、今の連携・協調で十分府市の改革は進むといった論を耳にいたしますが、そうでしょうか。制度を変えなくても、府市統合の取り組みは今後も進んでいくと思われるのでしょうか。松井知事、そして知事・市長を経験されている橋下市長がかわっても、そうした改革ができるのでしょうか。松井知事、橋下市長のお考えを聞かせてほしいと思います。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

先ほどのご質問にもありましたように、現在は府市統合本部という、僕はバーチャル大阪都と申し上げてますが、ここで、部局も交えた会議は先ほど質問にありましたように20数回これまで行ってきて、そこで意思決定をさせていただいております。その結果、A B項目のさまざまな経常経費、経費削減ですね、そういうものが生み出されてきていると。と同時に、見えないところで統合本部会議以外で、僕と橋下市長とのやりとりは、家で嫁さんと話すより長い時間を2人で話をしております。毎日一度は何らかの方法で連絡を取り合い、問題点の整理をし、解決に向けた手法、そういうものを指示をしているところがあります。

この人間同士の関係により進められていることが、これは歴史が証明しておりますが、

今までの歴代の知事・市長では、これはできなかったということが事実であります。したがって、意思決定を迅速にし、一つになって物事を進めていく、そのためには、現状の、この大阪という大都市における大阪府・大阪市の、それぞれの意思決定機関がある、そういう行政の制度の仕組みでは難しい、できない。新たな大都市制度が何とんでも必要であると、こういうふうには思っています。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

信用保証協会の、今統合の話が進んでいます。ほぼ方針が決まっていますが、これで統合にもう向かっていけるのかなと思うんですが、この信用保証協会を一つにまとめるなんていう話が、本当にこれまでそんなことができるかと府議会、市会でも思っていたかということですよ、いろいろそういうことを、二つのものを一つにまとめたほうがいいじゃないかという意見はいろいろあったんでしょうけれども、本当にそれができるといえるのは、なぜそれができるといえるかといえば、最後、大阪府庁と大阪市役所の、最後の意思決定を僕と松井知事でやったからなんです。これは、ちょっと、自民党さんのほうから、今の知事と市長で、二人でうまくやってるんだからいいじゃないかということ簡単に言われますけども、それだったら、今までの大阪府政・市政でいろんな組織の統合をやればいいんですよ、できてるはずなんです。

なぜできないかといえば、役所組織の場合には、いい意味でも悪い意味でも、市場にさらされませんから、倒産のリスクがないので、税を投入していれば、あえて組織統合なんかせずとも生き残っていけるわけです。それでも、組織統合したほうがより効率的に税を使わずに、より効果が発揮できる、そういう政治目的を持って今回、さまざまな組織についての統合というものを目指してやっています。

信用保証協会もそうですけども、公衆衛生研究所もそうですよね。もっと言えば、大きな大改革としては、大学の統合というものがあって、これを目指していますけども、これはほっといたら統合なんて、これできません。税投入したらそのまま生き残っていくんですから、できません。しかも、統合をやると思ったときには、それぞれの組織の事情があるので、やっぱり最後は組織の意見と意見がぶつかって、最後は、決定できないという事態になるんです。これは、組織の運営に責任を持つ立場に立てば、本当にわかります。この信用保証協会一つとっても、何遍府の職員、市の職員と一緒に市役所へ来てもらって、僕と知事の前で議論してもらって、最後、僕と知事で、最後こうしよう、ああしようということになった、これは信用保証協会に限らず、ありとあらゆる施策で、今、府の職員、市の職員が意見がぶつかれば、副知事、副市長で議論してもらって、それでもぶつかれば、最後、僕と知事の間で決定をしています。

これ、通常の間人間関係ではできません。なぜできるのかと聞いたら、僕と松井知事が、これは同じ政党の一員として、同じ組織の一員だから、最後意思決定ができるわけで、知事と市長がこれから僕と松井知事以外の知事と市長が誕生して、同じ政党や同じ組織に属

さない知事と市長が誕生してですよ、それを意思決定を今、僕と知事がやってるよう
できるかといったら、絶対にできません。できるんだったら、これまででもできたはず
です。

そういうことで、今、僕と知事が、最後は組織の言い分いろいろあるけれども、そこ
のみ込んで、最後こういう方向でいこうという意思決定できてるのは、ある意味、特殊な、
例外中の例外な話であって、これをしっかりと恒久的に大阪府域内で大阪府庁、大阪
市役所がもう本当に、二元行政、二つの意思決定をやらないようにするためには、制
度として新しい大都市制度をつくっていく、それは大阪府庁、大阪市の役所、広域行政
機能の部分は組織を一本化して、それこそ係員、主査のレベルから部長、局長のポスト
に至るまで、意思決定のラインを一本化して、二つの主張がぶつからないように、い
ろんな意見があつたとしても、最後はきちっと広域行政体として意思決定かできるよ
うな、そういう役所組織をつくらない限りは、これまでの二重行政、二元行政という
ものは絶対になくなりません。ですから、知事と市長が、今うまくやってるから
いいじゃないかという議論は、これは意思決定を組織でやったことのない人、ない
しは組織運営というものに責任を持ったことのない人の意見であって、とてもじゃ
ありませんけども、うまくやれてるからいいんじゃないかなんていうのは、これは
もうちょっと、幻想にすぎないというふうに思っております。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今のあの補足なんですけど、先日も府議会で南海トラフの対策、この議論があり
ました。僕はあのときに、本当に違和感をすごく感じてました。大阪全体の府民の
生命・財産を守るための震災対策なんですけど、これを知事と府議会という場で決
められません。できません、これは。この大震災に対する備えですね、これを意思
決定するのに、まさにその意思決定をする組織が二つある、このことについては、
非常に大きな違和感を覚えました。府民の生命・財産、これを守るための対策、
これはやっぱり広域行政の役割として一本化をして、スピード感を持って決め
れる、そのような行政制度をつくり上げるべきだと、こう思ってます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

僕もって府議会議員と市議会議員で、もっと大阪府政・市政について、共同で、
僕と知事が議論してるように、府議会議員・市議会議員で共同で議論すべきだ
と思うんですね。知事時代に、大阪全体をあの南海トラフの巨大地震の浸水被害
についての状況のマップを出そうとしたら、大阪市役所から待たされたんです
よ。それは大阪府が勝手にやることで、梅田が浸水するとか、そんなことを
発表されたら困るとか、そんなことで、大阪府庁と大阪市役所が対立してた
んですね。また、ヒートアイランド対策でも目標値が

違います、大阪府と大阪市と違うんですね。もういろんなことで、目標とか、政策が異なることは、もう山ほどあるんです。今は、もう大阪府が南海トラフの巨大地震の浸水対策の発表出すと言え、当然それにこっちは従っていくということは、もうきちっとできてますから、何も混乱ありませんし、ヒートアイランド対策の目標も、これはもう府と市で合わせていくということも、もうきちっと決めてますしね、環境農林水産部の、何でしたっけね、もう忘れちゃったけど、まあ、とにかくありとあらゆるそういうものについて、目標とか、政策目標について、これがもうばらばらになってるものがいろいろあるんです。これは、大阪府庁の言い分、大阪市役所の言い分、それぞれあるんですけども、これはしっかりまとめるということをやらないと、大阪のためにはならない。これは、これまでの大阪府庁、大阪市役所、そのままの形に残していれば、絶対にこれはもうまとまりませんので、本当に新しい大都市制度をつくと同時に、もっと府議会議員、市議会議員の間で府政・市政についての課題を共同で議論してもらおうという、そういう取り組みもやってもらいたいと思ってます。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

まさしく今、橋下市長がおっしゃられたことを我々も実感しておりますし、というのは、大阪府議会の本会議場で、例えば港務局の提案が出たとか、大阪市の港、大阪府の府営港湾との一体化について議論が出た。今まで、かつてなかったことですね。

あと、まだ現実的には動いてませんが、客引き規制に関するものについても、大阪府の議場でその発言ができてると。大阪市条例でやるんやからというて、今まででしたら、議論はそこで終結してしまいましたけど、連携して、市会と府会と、我々共同で今取り組んでいると、まさにそのものでございます。

今、お話がございました、そもそも節約的效果と言われているA B項目についても、組織統合をしなければ、その組織にそれぞれが関与しなければならない関係が続くということでもあります。

実際に、大学統合や、府公衛研と市環科研の統合など、仮に実現した暁には、その後のガバナンスについて、どちらか一方だけでできるものなのでしょうか。事務的な話で恐縮ですが、お聞かせください。

(浅田会長)
松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

A B項目のうちの大学や病院、公設試験研究所等につきましては、地方独立行政法人による統合を目指しているものでございます。このうち、平成26年4月に法人化を予定しております府立公衆衛生研究所と市立環境科学研究所につきましては、府市共同設置の地方

独立行政法人を設立し、運営するということになっております。

大阪府と、大阪市が共同して双方が設立団体となりますので、法人との調整等を行う際には、府・市でその都度協議しながら対応することになるとともに、団体としての意思決定につきましても、それぞれで行う必要があるというふうに考えております。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

やっぱり共同ではだめなんですよ。やはり、府・市の組織体制を一本化する、統合するという必要があるということが事業の中身を聞かせていただいてもわかったわけです。そうでなければ、調整ロスが確実に発生いたします。これは、府と市の戦略についても同じというふうに思います。

これまで、知事、市長のもとで大阪の成長戦略を初め、戦略の一元化が進んできましたが、これとても、実際の事業を行う府・市、別々の組織のままでは十分機能するのかわくは疑問であります。戦略をスピード感を持って、具体化するには、何が必要なのでしょうか。知事・市長を経験された橋下市長のお考えをお聞かせください。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

もう繰り返しになりますけれども、やっぱり最後に意思決定なんですよ、重要なことは。これは、パッケージ案の中の節約効果額について、特にA B項目については、都構想の効果じゃないだろうということをおさんざん言われましたけれども、これ、広域行政を一元化せずに、さまざまな組織統合をすると、また本当にこれは莫大な調整ロスが生じますし、何といっても、僕と知事でない、また知事、市長が誕生したときに、また府議会、市会で本当にそれが調整できるのかという問題にぶつかるとお思います。じゃあ、そんな調整があるんだしたら、組織統合なんかしなければいいじゃないかという、そっちのほうにまた戻るのか、今までのような二重行政、二元行政に戻るのかという話であって、誰もそれは府議会議員、市会議員の中で二重行政、二元行政のままでいいなんて、誰も思っていないはずなんです。

そうであれば、広域行政については、きちっと一本化していこう、まとめていくところはまとめていこうということであれば、目の前にある、研究所とか、大学とか、病院とか、そういうものを一本化するだけでなく、やっぱりその設置団体といいますが、関与する行政機構等も同じように、団体に合わせて、行政機構、広域行政が一本化しなければ、これは二元行政、二重行政の解消が実現したというふうには言えません。

重要なことは、やっぱり意思決定であって、もちろん日々の行政実務は組織がきちっと、それぞれの職員がしっかり行政実務はやってくれますけれども、二重行政、二元行政とい

うものは、これは意思決定機関が二つあることによって生じることです。ですから、意思決定をしっかりと広域行政については一本化する、もちろんこれは知事というところと、議会という、この二元代表制というものは、当然崩すわけにはいきませんが、この行政の意思決定と議会の意思決定というものが、今、大阪府庁、大阪市役所でそれぞれあるものですから、その意思決定の機関を広域行政については一本化するというのが、これまでの流れ、大阪府政、大阪市政でも、みんなが悩んできた、みんながわかってる、この二重行政、二元行政ですからね、全国からも笑われてきた、この大阪の恥とも言うべき二重行政、二元行政を解消するというためには、広域行政の意思決定を一本化する、組織を一本化する、これしかないというふうに思っています。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

ありがとうございました。やっぱり大阪都構想、統治機構改革は必要ですね。府市の組織を一つにすることが絶対に必要だという、今の橋下市長のご意見をいただきました。府市統合本部も機能しているのは、今の松井知事、橋下市長だからこそであります。それまでの知事・市長ではできなかった。府市の組織を併存した状態での連携・協調には限界があります。市長がかわれば、先ほどのお話ではございませんが、またもとのもくあみ、今こそ府市再編して、大阪都に広域機能を一元化すべきであります。

加えて、基礎自治体の機能はどうあるべきかということにつきまして、再編によって誕生する特別区についての議論があります。今の大阪市のままだと、区役所への権限移譲などを進めれば大丈夫やと、また逆に、特別区にすれば、政令市の大阪市と違って中途半端な自治体ができるんじゃないかとか、大阪市に比べて権限が減って、大阪市で完結できていた住民サービスが低下するんじゃないかとか、財政面では、これまで大阪市の税だったのが、大阪都の税になり、広域自治体への財政面での依存が高まり、自主性が損なわれるのではないかと、職員体制面でも、住民サービスを保てなくなるのではないかと、さらには大阪市がなくなるとか、コミュニティーが崩れるとかというような議論もされております。しかし、こうした誤った主張に対して、なぜ特別区なのか、どのような特別区を目指すのかということを変更して橋下市長からお伺いしたいと思います。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

今の大阪市役所の体制のもとで、職員が一生懸命住民サービスを提供しているということは、これは間違いありませんけれども、ただ、260万人という人口を抱える大都市に選挙で選ばれた行政の長が1人しかいないというのは、これはもう自治体としては欠陥そのものです。これは都市内分権を進めればよいということを都構想反対の論者は言います

けども、じゃあ、都市内分権を進めるに当たって、どれだけの権限と財源を渡していくのか、それについては何も提案がありません。これ、都市内分権を進めていけばいくほど、区長の責任が重くなってくるわけですから、そうなってくると、必ず最後は選挙で選ばざるを得ないということになってきます。

今、公募区長制度を大阪市においては、推進をしていますけども、この公募区長制度についても、さまざまな批判やご意見あります。どんどん権限、財源を渡していけばいくほど、一体この区長は住民のほうを向いて仕事をやっているのか、それとも市長のほうを向いて仕事をやっているのか、こういうご意見もいろいろあるんですが、これは僕が任命した区長である以上、それは区長が市長の顔色をうかがう、これは仕方ないと思うんです。これは組織なんですから。だからこそ、住民から選挙で選ばれる区長にして、真の意味で住民に向けた、住民のほうだけを向いた、その区長を誕生させる、これはもう絶対大阪市内においては必要だと感じます。

職員は、選挙で選ばれた区長のもとに、その選挙で選ばれた区長の方針、選挙で選ばれた区議会の方針に従って、その職員も全力を尽くして住民サービスの提供をする、それが今の大阪市域内に絶対に必要かと思ってます。

大体、国と地方の関係で、地方分権ということをさんざんこれまで自民党の皆さん、民主党の皆さん、もちろん公明党の皆さんもそうですけれども、国の権限をもっとこっちに、地方によこせ、特に国の出先機関を関西広域連合に移せというような、これは大阪府議会では共産党を除いては、みんなこの方向性、みんな一致してるかと思うんですけども、大阪市内の区役所は出先機関なんですよ、ここは。選挙で選ばれた区長でもなく、まさに市長が選んだ任命区長、そして権限も財源もほとんどない、まさにこの大阪市内の区役所という出先機関をきちんとした住民意思に基づいた自治体にするということが、これこそ今の地方分権の流れそのものだというふうに思っています。

ですから、都市内分権で十分だというのであれば、どれだけの権限と財源を渡していくのか、その対案を示してほしいと思います。それを示せば、何だ、それだけの権限と財源を渡すんだったら、これは任命区長じゃだめだよねと、必ずなります。

それから、大阪市の24区、今、財政調整制度も何もなく、一部の区からかなり上がった税金をほかの区に回すということの、并勘定というか、ルールがない中で行われていましてけれども、これはきちっとルール化、透明化を図って、どこで上がった税金がどういう形で分配されているのかということもしっかりとルール化した上で、しっかりと各區間で調整を図って、基礎自治体としての機能を果たす、これこそ住民自治そのものだと思っていますので、先ほど言いました大阪市がなくなる、大阪市という行政体はなくなりますけれども、コミュニティはなくなるわけはありませんから、これまでの合併とか、そういうことも行政体の組織を改めることは、今まで幾らでもあったんですけども、合区とか、合併ありましたけども、それで地域のコミュニティはなくなっていない。

先ほど、いろいろご指摘があった、いろんな反対意見、批判、反対意見に対しては全部反論できるんですが、今日は、ちょっとそこはやめますけれども、とにかく大阪市内260万という、これだけの住民を抱えた自治体に、選挙で選ばれた行政の長が1人しかいないというのは、異常事態だと思っていますので、大阪市内に基礎自治体をしっかりとつく

る、これこそが住民自治を全うするものだと思います。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

広域機能と基礎自治機能の両方を担っていた大阪市が中核市並みの権限、財源、職員体制を備えた基礎自治体としての特別区に再編されるべきというお話でございます。権限面など、基礎自治体としては、東京特別区より進化したものと言えるのではないのでしょうか。今の大阪市との比較ではなく、今の、それぞれ行政区役所、東京の特別区、他の中核市と比較してどうなのかを考えるべきだというふうに思います。

そこで、事務局にお尋ねいたしたいんですが、大都市制度実現により設置される特別区が担う業務について、現行の区役所と比べて、どの程度増えるのでしょうか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えします。このたびのパッケージ案では、特別区は、保健所の権限を含め、中核市並みの住民に身近な事務を担うことといたしております。加えて、政令指定都市の権限であっても、住民に身近な児童相談所の設置や、小・中学校の教職員人事権等の事務は、特別区が担うこととしており、また都道府県の権限であっても、パスポート発給の窓口事務等につきましては、住民の利便性確保の観点から、特別区が担うことといたしております。

さらに、東京特別区にはない権限であっても、用途地域などの都市計画や、市街地整備など、住民生活に密着しているものにつきましては、特別区が担うことといたしております。この結果、区役所の業務は現行の行政区では228事務から、特別区では1,676事務へと、約7倍に増加することになるところでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

まさに、権限、決定権が飛躍的に提供できるサービスが増すということです。これは、ここで決めればええという話ですからね、こんなありがたいことはございません。

次、府市再編によるコストと効果と職員体制について、今お聞きしたいと思います。

広域と基礎の役割分担の整理によって誕生する新たな広域自治体が、その強力な広域機能を生かして、府域全体でスピーディーに成長戦略に沿った施策を展開し、特別区では公選区長、議会が住民の声をダイレクトに施策に反映することで、より近いサービスを実現

することができます。この行政機構の最適化こそが大都市制度の新しい制度の目的と考えております。

しかし、現状は、こうした大きな意義・効果に目は向けられることなく、行政レベルの、先ほども申し上げましたが、コスト効果論に議論が集中いたしております。メディアの皆さんもそういうふうな取り上げ方をされておりますが、大阪都構想はそんな矮小化された議論ではないはずであります。これまで、パッケージ案をもとに都構想の意義・効果について議論をいたしてきましたが、では、なぜこのパッケージ案4案を出されたのか、またA B項目や職員体制などの、いわば行革効果とも思われるコストと節約効果額をパッケージ案で出したのか、その目的と理由について、事務局から答えていただきたいと思っております。

(浅田会長)
本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

まず、なぜ四つの案を出したのかということですが、協議会での確認に基づきまして、現在の第2ステージでは30万人7区案、45万人5区案の人口別にそれぞれ中央区、北区の分離と合体の区割り案をもとに、制度設計の基本的な考え方をご議論いただき、区割り案の絞り込みに一定の方向を出していただけるよう、四つの案をお示したところでございます。

次に、コストと節約効果額をお示した目的・理由は何かとのことですが、いわゆる節約的な効果額とコストの関係を見ながら、制度設計の基本方向をご議論いただけるよう、一定の試算条件を設けた上で、現時点で算定可能な額をお示したところでございます。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

コストと節約効果額の関係、いわゆる効果でコストが賄えるもとの制度を議論することという説明でありました。それはやはり、一方からは、都構想の大きな効果のわずか一部にすぎない節約効果額を抜き出して、それも7区案をクローズアップして、あたかも四つのパッケージ案全てが非効率、不採算なものであるような議論がされているところがあります。これは少しおかしいのではないかと思います。

僕は7区案を公正に見ていくことが必要であり、4案を比較いたしまして、7区案ではどうか、5区案ではどうかというような比較検証をすべきであります。案の絞り込みに向けては、こうした比較議論がなされるべきであるにもかかわらず、この協議会は、過去の条例協議会と同様に、入り口論に終始している現状があるのではないのでしょうか。制度の詳細設計についての議論を深めていく必要がある、この時期にこれでは法定協議会設置のミッションを達成できるのかどうか、本当に疑問であります。

これに関して、制度設計や区割りの絞り込みには、資料や分析が不十分とのご指摘もご

ざいますが、松井知事はどのようにお考えでしょうか。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

これ、知事・市長案としてご提示をさせていただいているものでありまして、また、今回これを絞り込むに当たりましては、人口規模等々で区割り案に一定の方向づけを行うということをお願いしているところであります。

したがいまして、提案者としては、これで第2ステージ絞り込みまでの間、ご議論いただき、決定いただいているものだと、こう思っていますけれども、さらに合理的な、そういうご説明をいただいて、この資料が必要だというご指摘があれば、それはもうしっかりと対応はさせていただきたいと、こう思ってます。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

今、松井知事から必要な資料は出すということで承ったらよろしいんですね。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

はい、合理的な理由、そういうものを示していただいて、ごもっともでしょうねと、こういうことであれば、しっかり資料をつくっていききたいと、こう思ってます。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

今、知事もおっしゃられてましたが、財政シミュレーションの検討については、我々も重要と認識をいたしております。しかし、この資料を恣意的に一方的な帰結に導くためのツールとして利用するということではなしに、あくまでも4案比較のための財政シミュレーションであるということをおえて主張しておきたいと思えます。

最後に、今後の法定協議会の進め方について、先ほどの質問でもありましたように、法定協議会は大都市地域特別区設置法に基づくものであり、法律第1条に規定の、法の目的は都道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続などを定めることで、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることということになります。

今、法定協議会がやるべきことは、この目的に沿って四つの案をベースに、制度の基本方向、区割りの絞り込みに道筋をつけていくことではないでしょうか。新たな大都市制度ありやなしやといったような、入り口論に終始するのではなく、大阪にふさわしい大都市制度の協定書づくりという、本来のミッションをしっかりと議論していこうではありませんか。

最後に、現在5区案、7区案がいろいろとまざった議論をされているように思いますが、こうした現状をどうお考えでしょうか。今後、法定協議会での議論をどのように進めていくべきとお考えでしょうか、橋下市長にお伺いしたいと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これまで法定協議会で、いわゆる新しい大都市制度、大阪都構想の効果について、ほんの、その効果の中の一部である節約効果額について、その節約効果額が多いのか少ないのかという議論、そういうところに焦点が当たっていましたけれども、節約効果額が多いか少ないかというのは、どの区割り案をとっていくのかというところで決める話であって、この新しい大都市制度自体を否定するものではありません。といいますのも、節約効果額が少ない、少ないって、これはいろいろ批判あるんですけど、でもその節約効果額があることは間違いありません。それは、先ほど委員ご指摘のとおり、この節約効果額というのは、まだまだ動きます。増える可能性だってあるんです。まだ確定したものではありません。ただ、重要なことは、この新しい大都市制度を実現するに当たって、初期投資費用といいますか、初期費用がかかりますから。ただ、その初期費用は、新たな市民の皆さんの負担ではなくて、いわゆるこの節約効果額で十分賄えますよというところの意味合いしかないと思ってます。

特に、コストの面でも、人件費については、7区案、一部の案だけを取り上げて、コストがものすごいかかる、1,300億円ぐらいコストがかかる、増だと言っている意見もありましたが、それは四つの案の中でどれをとるか、それだけコストがかかるんだったら、そのコストがかかる案をやめればいいだけであって、この大阪都構想自体は否定するものではありません。ですから、節約効果額とコストというものを総合的に見て、本当に市民負担が増大するというのであれば、この大阪都構想というものは、ちょっと立ちどまって考えなければいけないと思うんですが、どの案を見ても、節約効果額の多い少ないはあるにせよ、節約効果額が年に数百億円生み出されると、こんなことは行革で、じゃあ、やってくださいっていうんです。できません、こんなの。今、大阪市政改革で年300億円の市政改革で出ましたけど、これも本当に限界のところまで来てまして、さらにこれだけの節約効果額を生み出すというのは、これは大阪都構想でしかないというふうに思ってます。そして、そのときのコストも、あの四つの案、どれをとったとしても、最大のコストがかかる案であったとしても、そのコストはしっかりと節約効果額で賄うことができる。ですから、市民の皆さんに負担をかけることはありません。それよりも、むしろこの大阪都構

想の最大の目的であった大阪府政・大阪市政の過去の莫大な二重行政、二元行政のロスをなくしていくということと、それから、大阪市内に選挙で選ばれた区長を複数人誕生させて、住民自治をしっかりと実現していくという、この大きな目標を実現するために、大阪都構想というものは、もう進めるしかないというふうに思っておりまして、もう今のこの時期、議論聞いていますと、もうそろそろ区割り案については、絞り込みを行って、その案について、さらに議論を進めていくべき時期に来たのかなと思っております。その上で、残る特別区の設置の日、議会、区の名称、区役所の位置などについても検討を進めまして、来年度当初からは最終的に協定書をどうするのかのご議論をいただければと考えております。

今までいろんなご意見いただきましたけども、それは大阪都構想を否定するような理由には全くなっていない、要はどの案をとりますかと、選択するための要素の議論はありましたけども、大阪都構想そのものを否定する理由は全くこの協議会で出てこなかったなと思っております。

二重行政、二元行政のロスをなくす、大阪市内に選挙で選ばれた区長を誕生させて、先ほども言いましたけども、今の区役所の7倍の権限を新しい特別区に移譲していく、これだけのメリットを否定するだけの理由は、これまでの法定協議会では何一つ出てこなかったと。節約効果額が多いか少ないか、コストがちょっと高いかどうか、そんな議論ばかりで、ただその議論も重要だったですけども、いずれにせよ、新たな市民負担は一切ない、大阪都構想を進めるに当たっての初期費用は、節約効果額で十分賄える、さらに莫大な行革効果を生み出す、この大阪都構想は進めるしかないなというふうに、この法定協議会の議論で思いましたので、いよいよこの四つの案から一つの案に絞り込む、その時期にもう達したというふうに考えております。

(浅田会長)
大橋委員。

(大橋委員)

ありがとうございました。これで私からの知事・市長、四つのパッケージ案に対する質疑を終えたいと思います。若干時間が余っておるかと思いますが、これで終えさせていただきます。ありがとうございました。

(浅田会長)
5分間休憩します。

< 休 憩 >

(浅田会長)
それでは次に、公明、明石委員のほうからお願いいたします。

(明石委員)

公明党の明石です。私のほうから、もう少し中身に入った議論をさせていただきたいと思います。

職員体制について確認をさせていただきたいと思います。

パッケージ案では、制度移行する平成27年度当初は、再編時に5区案で約500人、そして7区案では約2,200人の職員不足が生じることになっています。その職員不足への対応として、技能労務職員の行政職員等への転任、そしてまた再任用職員の活用、最終的には新規採用ということが示されているわけであり、パッケージ案にある職員体制については、近隣中核都市と比較した理論値による机上のものであり、供給する事業、サービスに見合う体制で職員数を算出されておられません。また、政令指定都市であったことについても考慮されていない、このように思います。実態と乖離していると言わざるを得ません。

制度移行後の職員体制をどうするのか、このことを解消しない限り、住民生活を守ることとはできないし、住民サービスの低下を招くことになる。職員体制の考え方について、まず最初にお聞きしたい。特に、再編当初の職員不足への対応の考え方について、大きく二つの問題点があると思います。

一つ目は、転任の問題、二つ目は新規採用の問題、これらについてもお伺いします。

それで、一つ目は、技能労務職員への事務職への転任の問題です。パッケージ案では、7区案、300人の転任を見込んでおられます。算定の根拠として、大阪府の転任率の実績、25%、これを活用して、これに基づいて試算されたものであり、それで転任が300人確保できるように示されております。ところで、大阪府の転任率の実績25%の根拠について、どのようになっているのか、最初にお伺いしたいと思います。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答えします。技能労務職員の不足につきましては、パッケージ案において再編当初の課題として認識している旨を記載させていただいております。技能労務職員と非技能労務職員のアンバランスの問題もございまして、例に7区案の人数ですが、約2,200人の非技能労務職員が不足することとなっております。この職員不足への対応といたしまして、全てを新規採用で確保するのではなく、7区案でのモデル1では、技能労務職員約300人を事務職員等への転任、再任用職員の活用を約400人とした上で、残る約1,500人を新規採用とするという形で、できる限り新規採用を抑制したモデルを提示させていただいたところです。

このうち、技能労務職員の事務職員等への転任率でございますけれども、大阪府の給与制度改革後の3年間、すなわち平成23年度から25年度の転任見込みも含めた転任者累計119人を技能労務職員数の3年間平均で除したものを参考といたしまして、その比率が25%となっております。

これは、大阪府の技能労務職員が3年間でどれだけ転任したかをあらわしているものでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

今の大都市からの答弁のポイントとしまして、再編当時の人員配置についての考え方は、新規採用をできる限り抑制する。技能労務職員の転任、また再任用、これが計画どおりいかなければ、新規採用がおのずから増えてくるということであります。

資料としてお出しして資料2-1をちょっとごらんいただきたいと思います。

今、答弁がありました転任率の実績25%の根拠が一番最下段に書かれております。今、お話あったとおり、平成23年、24年度、そして25年度は、これは見込み、この3カ年をトータルした転任率が25%。1年間の転任率につきましては、平成25年度、一番右端を見ていただきましたら8.2%、おおよそ大体こんな数字になっております。つまり、大阪府の3年間、平成23年度から25年度、見込みを入れて、達成した実績を、大阪市には1年で達成しなさい、こういうことを求めていることになるんですね。無理がありますよね、やっぱりこれはね。転任率の実績25%に基づくのは間違っているんじゃないかと思いますが、いかがですか。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答えします。大阪府の場合は、臨時マネジメント上の必要性により、事務職員等の新規採用計画との関係から一度に多数の転任が生じないように、3年かけて、1年に40人ずつ、合計120人を順次転任するよう、計画的に実施されたものでございます。

言いかえれば、大阪府の場合は3年に分けて実施する必要があったものでございまして、今回のように多数の不足を一度に確保する場合は、この期間設定は関係なく、府の転任率25%を参考とする考え方に無理があるとは考えておりません。

以上でございます。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

今、ご答弁いただきましたが、笑っちゃいますよね。3年間の転任実績を1年の実績と見ることができるというような答弁は、ちょっと心苦しい感じがしますね。本当に納得い

くものではないし、また言いわけにしか聞こえませんか。そういうふうに思います。

それでは、そこで人事室に確認をさせていただきたいんですが、技能労務職員から転任を300人と、大都市局は見込んでいるわけです。その中で、経営形態の変更予定もされている下水道、それから一般廃棄物収集などがこの中には含まれています。これらの転任を除外するとして、本市の過去の実績から見て、転任300人は実現可能であるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(浅田会長)

井上課長。

(大阪市人事室井上組織担当課長)

大阪市の技能労務職から行政職への転任実績についてでございますけれども、全体で、平成20年度から25年度の6年間で、計215名の転任がございまして、合格率、これは受験者数に対する合格者数の比率になりますけれども、年平均13.7%でございました。このうち、委員ご指摘の、経営形態の変更等が予定されている部署以外の合格者につきましては、6年間合計で96名となっております。

なお、来年度に転任するための、今年の選考申込者につきましては、受験資格の年齢制限を撤廃したこともありまして、大きく増加し、959名の申し込みがありましたが、うち経営形態の変更予定部署以外の職員が471名でございまして、約半数となっている状況でございます。

6年間の転任者合計で96名、年平均16名程度という過去の実績等からいたしますと、一度に300人を転任させるということは、実務的にも、なかなか厳しい状況にありまして、今後転任希望者を、さらにどのように増やしていくか等につきまして、しっかりと検討してまいらなければいけないというふうに考えてございます。

以上です。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

資料2-2を見ていただきたいと思います。

今、人事室から答弁をいただきました内容については、ここに記載をさせていただいているとおりです。この太枠で表記しているところが、今のパッケージ案と比較対象になるところに該当します。だから、これでいきましたら、今までの実績でいきましたら、約96名、先ほどご答弁いただいた、全体では215名で13.7%ということでありましたけれども、その半分ぐらいなんです。また、今年度の転任の申込者数につきましても、約959名と、今ありました、今答弁あったとおり471で全体の半分でしかない。非常に現状から考えると非現実的であるし、転任で、職員不足を賄うということは、なかなか難しいのかなということになるかなと思います。

続いて、二つ目の問題点の新規採用の問題についてお伺いしたいと思います。

この新規採用については、特に大きな問題点としまして、住民投票後、わずか半年間で1,500名を超える職員を採用しなければならない、これが課題だというふうに思いますし、また今までの大阪市、行政職員の新規採用については、平成元年以降、過去のデータを25年間見させていただきますと、財政的に豊かであった平成8年度、このときに最も多く、495名の新規採用を大阪市では行っている。1,500人の新規採用は、募集できるのが、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも住民投票以降であり、実現可能は非常に厳しいこととなります。

過去の新規採用の実績に基づいて、人事室は実現可能であるとお考えなのか、また制度移行後、適切な人事配置をする観点から、どのような見解をお持ちですか。

(浅田会長)

井上課長。

(大阪市人事室井上組織担当課長)

大阪市の行政職員の過去の採用実績でございますけれども、平成21年度から25年度採用の5カ年の受験者数は、新規採用を非常に絞っていた時期ということもございまして、年平均約1,400人でございまして、採用者数は年平均90人弱となっております。

なお、23年度から25年度採用3カ年では、受験者数、年平均約2,000人で、採用者が120人程度、過去5年間で最も多かった24年度採用でも、受験者が約2,400人、採用者が220人程度で、受験者数に対しておよそ1割程度の採用というふうになってございます。

このような過去の状況を踏まえますと、1,500人の採用を一度に行うということは、非常に厳しいものと認識してございまして、今後いかに幅広く、多くの受験者を募っていくか等につきまして、検討してまいる必要があるというふうに考えてございます。また、平成27年4月新規採用者の募集選考を住民投票以降の半年間で行うことになるというふうにいたしますと、現在の就職活動の時期等に鑑みまして、実務的にも厳しい状況と認識しております。今後関係所属と議論・調整等が必要になってまいるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

今、ご答弁いただきましたとおり、転任だけでなく、大量の新規採用についても見通しが非常に厳しいという状況であります。よい人材を確保できるかどうか、その辺についても疑問点が出るわけですし、また適切な人員配置をするためには、教育、研修、こういうことも必要であるということをお考えますと、パッケージ案の職員体制は現実性がないので

はないかと言わざるを得ないというふうに感じております。

そこで、最後に、ちょっと山口局長にお伺いしたいんですが、今、転任、新規採用についてご答弁いただいたわけですが、これに対して、どのような見解をお持ちですか。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

委員ご指摘のように、確かに7区案、5区案と比較した場合、7区案が1,500人、転任しても、1,500人の新しい人を採用しなければならない、こういう課題があるということは、パッケージ案の中でもお示しをしたところでございます。

当然、その7区案であれば、1,500人ということですので、7区で割れば200人強の各特別区で採用をやらなければならないということで、仮にそういう方向でいくということになれば、新採という方式だけじゃなくて、社会人採用でありますとか、期限付きの職員を入れるであるとか、いろんな手法というのは、今後考えなければならないかというふうな課題があるというふうに、我々は認識しているところでございますけれども、こうした点も含めて、4案をお示ししておりますので、どういう制度がいいのか、どういう区割りの方向がいいのかということをご議論いただければというのが、我々事務局の考えでございます。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

職員体制は非常に重要なものでありますので、今7区案で議論させていただきましたけれども、ほかの案についても、しっかりともう一度、問題点ないかどうか、しっかりとその辺を精査していただいて提示していただきたいというふうに思います。

次に、こども相談センターについて質疑させていただきたいと思います。

児童相談所と一時保護所の考え方については、先般の大都市税財政制度特別委員会で山口局長から答弁をいただいたところであります。その内容につきまして、ちょっと申し上げます。

制度移行時に児童相談所と一時保護所をセットで設置する方法もあるが、サービスの円滑な移行、継続性を考え、共同設置でやる方法もあるので、事務局としては、事務分担(案)をこのように作成したと。ただし、収容人数に限りがあるので、保護する際の最優先順位、これを決定することには課題があると認識している。特別区は、安定的な運営をする段階で、特別区長が業務の実態、体制を考え、判断することが望ましいのではないかと、このように答弁がありました。私は、これでは政令市の権限をせっかく中核市並み、こういう特別区に、一番住民の身近な特別区に仕分けしたことはないのではないかというふうに強く思います。

そこで、こども相談センターにお聞きしたいんですが、保護する際の優先順位を決定することができない中で、サービスの円滑な移行・継続性を考え、共同設置でやる方法が今示されていますが、私はそれはできないと、このように思っています。この点について、どう考えておられるのか。

そしてもう1点は、特別区は安定的な運営をする段階で、特別区長が判断し、設置することはいいのかどうか、これは特別区間の格差が生じるのではないかというふうに思います。

さらに、中核市でも国に希望すれば、児童相談所を設置できるわけですが、現在、中核市では、全国で2市、横須賀市、金沢市、2カ所のみが児童相談所、一時保護所をセットで設置しております。自治体にとっては、予算や人員配置の観点から、相当な負担がかかるわけですが、この2市については、一時保護所と児童相談所、発足当初からセットで考えてるんですね。そういうことから考えると、今回のパッケージ案については、児童相談所と一時保護所は、当初からセットで一体運営、こういうことにすべきではないかというふうに思いますが、これについての見解をお伺いしたいと思います。

(浅田会長)

杉谷課長。

(大阪市こども相談センター杉谷運営担当課長)

児童相談所につきましては、児童のセーフティーネットとして、現在の行政水準を維持できるよう、職員体制や一時保護施設などの確保が不可欠であるというふうに考えております。

一時保護所の共同設置案につきましては、一時保護所が児童相談所と切り離され、入所児童の援助方針や指導内容について、一時保護所と特別区との調整が必要になるということ、施設整備など、重要な意思決定には、全特別区の合意を調整する新たなプロセスが必要になるということなどの課題がございます。

また、保護の調整という点についてでございますが、本市の24年度の相談件数は1万1,712件ございまして、虐待相談件数は、そのうち2,823件を占めており、5年前に比べますと、約3.1倍に増加しております。

一時保護所につきましては、699人の入所がございましたが、新規入所のあった日は273日で、1日に5人以上新規入所した日も33日ございます。

毎日のように複数の児童相談所から入所要請を受け、緊急保護や警察からの身柄付通告なども含めまして、その全てを合わせて、改めて優先度などの判断をして、入所を決定していくことになると考えられ、共同設置の場合、それをどのように調整できるのか、少なくとも、現在のような迅速な調整は困難になるのではないかというふうに考えております。

また、職員配置の負担ということでございますけども、7区案の一つでは、児童相談所の総人数は181人と積算をされておりますが、こども相談センターの25年度の職員数169人と比較いたしますと、6カ所事務所が増えるにもかかわらず、12人増、約1.07倍と、ほぼ変わらず、かなり小規模な児童相談所となることから、ノウハウの継続、

専門職の確保、職権保護や安全確認体制の水準維持といった大きな課題があると考えております。

児童相談所の組織の一部として、一時保護所がございます。児童の保護のタイミングは、子供の命に関わるものであり、児童相談所長の判断で速やかに保護できる体制を整えることが必要であります。

中核市で児童相談所を設置している二つの市につきましても、一時保護所をセットで持っているなど、児童相談所の設置当初から相談部門だけではなく、独自の一時保護所部門を持つことが業務の円滑な実施には必要だというふうに考えています。

以上でございます。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

最後に、大都市局山口局長にお聞きしたいと思います。移行当初であっても、必要最低限の条件が整った中で事業を実施する必要があると、このように思います。

また、一時保護所の共同設置は、事業を円滑に実施することに多くの支障が出てくることにつながってまいります。特別区への事務分担の仕分けを私は見直すべきではないのかなというふうに思います。

今、こども相談センターから答弁がありましたが、資料2 - 3をちょっと見ていただきたいんですが、この中には、虐待相談件数、これの増加傾向も3倍と、先ほどおっしゃっておられましたが、そのことも出ております。

また、職員の配置、これについても事務局から、先ほど国の調整状況についてということでご説明も丁寧いただきました。その事務局の資料の1 - 2のところにありますが、基本認識として、この新たな特別区はというところで書いておられますが、現行の大阪市の職員体制をベースに、中核市としての事務、さらには児童相談所などの政令指定都市、または都道府県の事務を担うのに必要な職員体制を整備しということで、明記されてるんですね。そういった中で、今議論させていただいておりますけれども、こども相談センターから答弁があったように、当初から児童相談所と一時保護所をセットで考えていく、これについてはどのような認識を持たれているのか、局長の答弁お願いしたいと思います。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

児童相談所の一時保護所をセットで含むか、これは当初は共同設置をするのか、ここはパッケージ案をまとめる段階でも、府市の各部局からも意見をいただいて議論があったところです。最終的にパッケージ案をまとめる段階で、先日もご説明させていただきましたけれども、現在の大阪市の一時保護所の一つの体制ということから、業務を円滑に移行し

ていこうとした場合は、当面は共同設置で、将来的には、これは特別区のマネジメントによりますけれども、特別区でそれぞれにつくるということも考えられるのではないかとということで、最終的には案をまとめさせていただいたところでございます。

そういう意味では、まさにこういう中身について、協議会のほうで、ご議論をいただいて、どういう方向づけをしていただくのかということ、非常に我々にとっても重要な論点だというふうに考えておりますので、しっかりご議論いただけるように、場合によって、いろいろと分析が必要ということであれば、対応していきたいというふうに考えております。

(浅田会長)

明石委員。

(明石委員)

今、対応していきたいということですけどね、しっかりとこういうセット案についても示していただきたいと、このようなことをしっかりとお願いしたいと思います。それを要望させていただきます。

以上で、私のほうからは、これで終わらせていただきます。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

公明の清水でございます。私のほうから、引き続きまして、新たな大都市制度における財政運営に関して、何点かお聞きしたいと思います。

さきの大阪府議会総務常任委員会でも質疑をいたしましたので、そのやりとりも踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

まず、地方交付税についてお聞きをいたします。

6月25日に発表されました第30次地方制度調査会の答申におきまして、特別区制度の適用に当たっての総括的な留意点として、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう、特に留意すべきとしております。この影響を与えないとはどういうことを意味するとご理解されているのか。

また、新たな大都市制度移行に伴って、現在の大阪府市の交付税の総額はどうなるとお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

お示しの地方制度調査会の答申におけます財政への影響という点につきましては、特別

区が設置される場合には、交付税を特別区ごとに個別算定するのではなく、現行の都区制度と同様に、特別区を一つの市とみなした上で都道府県分と市町村分の合算算定で行うことが基本という趣旨で明記されたものと理解しております。

具体的には、特別区ごとの算定となりますと、大阪への交付税の配分を大幅に増やす必要があるということになります。パッケージ案の試算で申し上げますと、7区の場合で、最大1,041億円増やす必要があるということになりますが、合算算定をすることで、ほぼ現行の大阪市と同水準の交付税になるものと見込まれます。国や他の公共団体の財政に大きな影響を及ぼすものではないと考えております。

新たな大都市制度移行後の交付税額につきましては、現在の算定方法は、中核市並みの権限を付与した大阪での特別区設置を想定したものととなっておりますので、現時点で地方交付税の算定基準や総額がどうなるかについては確定していないところでございます。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

新たな制度における算定基準は確定していないということですが、府議会の総務委員会で、私のほうから新たな大都市制度の移行に当たって、事務が市から広域に移管される、そういうことで市分で算定されていたものが府県分の基準で算定された場合の影響について試算をしてみました。例えば、公園費で1億1,100万円、商工行政費で2億7,200万円、高等学校費2項目で11億700万円と2億9,200万円、道路橋梁費で18億8,300万円が現行の算定基準で市分から府県分で計算すると減りますねというふうに指摘をさせていただきました。

その際、大都市局からは、逆に、特別区設置によって財政需要が増加する、また広域は政令市がなくなることで、広域の権能が拡大される、こうしたことの拡大分があるはずだと。ただ、具体的な算定基準は決まっておきませんので、今後総務省と協議をしていきたいというふうにお答えをいただきました。

最初申し上げました地制調の文言を単純に受けとめると、合算算定でいくことを基本とする、国や他の自治体の財政に影響が生じないという留意点、そうしますと、交付税の府市の総額というものは、大きく変わらない。とすると、あとは広域と特別区の間での財政調整にお任せしますよと、どうぞ大阪でやってくださいというふうに聞こえてくるわけですね。そうしますと、先ほど言いましたように、特別区には議会経費などの新たな財政需要が増大することが予想されます。交付税が純粹に増えないとすると、その財源をどこから生み出すのかということが大きな課題になっていきます。交付税は、特に大阪府、大阪市にとりまして、収入の根幹を成しております。そういう意味で、この総額がどうなるのかは非常に大きな自治体経営にとって影響を与えるものです。

そうした点から、改めてこの交付税算定について、国との協議にどのように取り組むのか、事務局にお伺いしたいと思います。

(浅田会長)
白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

交付税算定につきましては、合算算定の場合も、各地方団体の自然的、地理的、社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財政需要をもとに算定されることとなっております。このような制度趣旨を踏まえまして、委員ご指摘のような、特別区での増加経費にも留意しながら、新しい大都市制度における財政需要に対応した交付税算定となるよう、総務省と協議してまいります。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

清水委員が言われたところを、きちんと賄うために、あの節約効果額というものを出したわけで、十分節約効果が出て、特別区設置の増加経費は賄えます。十分賄えます。

さらに、議会経費については、あとは議員の皆さんのある意味、ご判断で、今の総額を上回らないような形で議会経費の縮減に努めていただければ何ら問題ないだろうと思っております。それは、議員報酬も含めてです。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

市長の考えはお聞きいたしますが、これは具体的な交付税算定という、シビアな数字をどう国と府の間で協議するかという案件なので、そこはシビアな問題として、また今後精査していきたいと。今、お話のあったことについても、今後具体的な制度設計の中で、数字をお互いに出し合った上で議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、財政健全化指標について、そのうちの一つであります実質公債費比率についてお伺いをしたいと思います。

大阪市の債務を新たな広域自治体へ承継しますと、大阪府の債務と合わせて新たな広域自治体の地方債残高が約8兆2,000億円となると、これは平成23年度の決算ベースですが、この実質公債費比率などの財政指標が悪化して、財政健全化団体に転落するのではないかという疑問が寄せられております。

そこで、私はさきの府議会の総務常任委員会で、平成23年度の決算ベースの大阪市、大阪府の数字をパッケージ案の考えをもとにして、現行の算定式に単純に当てはめて試算をさせていただきました。

それが資料2-4にあります上の表1のほうです。

これで試算をいたしますと、平成23年度の単年度で31.1%、平成21年度から23年度の3年間の平均で30.5%と、早期健全化基準の25%を大きく超えて、この数字が事実になれば、財政健全化団体に転落する水準になると指摘をさせていただきました。

その際、大都市局からは、下の表の2にありますように、公債費に係る特別区の負担割合、これが7割を特定財源として控除することが認められれば、現在の大阪府の実質公債費比率とほぼ同じ水準になるとの答弁がありました。

仕組みとして、特別区のほうに、この公債費の負担割合7を置いてますから、それをここで数字であらわしてくれればいいですという話でした。

そこで、総務省と協議を進める上で、この特別区の負担分を特定財源扱いするためには、そうした仕組みが明らかになるような、例えば、協定書に明確に位置づけるなどのことが必要なんではないかと思えますけれども、大都市局のお考えを聞かせてください。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

実質公債費比率に関しますご質問にお答えいたします。

先日、府議会の総務常任委員会でもお答えいたしましたとおり、事務局としましては、発行済みの市債の償還に要します財源は財政調整財源等で負担すること、また財政調整制度におけます財源配分の中で、公債費に係る広域と特別区の負担割合を広域3、特別区7といたしましたことから、特別区の負担分を新たな広域自治体の指標算定上、特定財源として控除する必要があるものと考えております。

一例でございますが、堺市の政令市への移行に伴いまして、道路事業を堺市に移管した際にも、債務の保有団体が府で残ったまま、また実質的な償還の負担団体が堺市に移管するというようなことになっておりまして、これに対します府の実質公債費比率の算定上は、府の元利償還金等に対します特定財源として控除されているという事例もございます。

事例の違いはございますが、新たな広域自治体と特別区の間におきましても、同じように特定財源扱いができるよう、引き続き総務省と協議を進めてまいります。

また、特別区の負担をどうしていくかにつきましては、特にこの実質公債費比率との関係からも、整理をする必要があると考えておりまして、国とも協議しながら対応を検討していきたいと考えております。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

次に、財政調整基金についてお伺いをいたします。パッケージ案では、偶発債務リスクとして、湊町開発センター(MDC)51億円、アジア太平洋トレードセンター(ATC)247億円、クリスタ長堀88億円の3社の金融機関借入金に対する損失補償で計386

億円、それと都市信託事業であるオーク200に係るリスクが679億円、合計1,065億円が記載されています。このリスクとともに、引当財源として、財政調整基金を新たな広域自治体に承継するとしています。

また一方で、財政調整基金は、特別区のセーフティーネットの役割を担うとしておりますけれども、平成27年4月段階、新たな大都市制度移行段階における財政調整基金の残高の見込みと、セーフティーネット機能の必要額をどのように想定されているのか伺いたいと思います。

(浅田会長)
井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

平成27年4月時点での財政調整基金の残高についてのご質問でございますが、今後の収支状況でございますとか、オーク200が現在係争中でありますこと、またさらにATCほか2社の損失補償額が未確定でありますことなどから、確定的にお答えするといったことはできませんが、仮に、委員お示しのように、オーク200の債務処理を財政調整基金で行ったような場合には、単純計算ではございますが、平成25年度までにおけます残高見込み額が1,138億円ということになっておりますので、27年4月時点では459億円となる見込みでございます。

なお、ATCほか2社の損失補償の対象債務につきましては、平成27年4月時点で356億円となる予定でございます。直ちにキャッシュが必要な状況にはないと考えておりますけれども、引き続き、財政調整基金を引当財源としてリスク管理していくこととなります。

次に、特別区のセーフティーネットにかかります貸付制度についてでございますが、制度スタート時に特別区で財源不足が生じた際、各特別区が歳出の抑制や土地売却などの財政運営の努力をしても対応できない場合が対象になるものと考えております。

なお、本市では現在、市政改革などの取り組みによって、収支不足の改善に向けて取り組んでいるところでございます。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

これまで新たな大都市制度における財政運営に関係する交付税の算定、それから財政健全化指標、財政調整基金、こうしたことを確認させていただきましたが、結局のところ、現時点でシビアな数字がはじき出せませんので、特別区の財政がどうなるのか、非常にこちらとしても見きわめがつかないなというふうに思っています。

それから、パッケージ案で、5区案、7区案の四つの区割り案提示していただいておりますが、これを比較検討して、絞り込みをしていく、財政運営という観点から、どういう形が

自治体経営として回るのか、回らないのか、こういうことも見ていかないといけませんし、もう一つ、やっぱり市民サービスにどのような影響を及ぼすのかという、こうしたさまざまな観点から見極めていく必要がありますので、精査は今後も、ぜひ事務局のほうでお願いしたいと思います。

もう1点は、今、特別区を設置することについてかなり重点的に議論がされているんですが、新たな広域自治体ができるときに、何が期待されるのか、これは当然、一つは今大きな課題になってます南海トラフの巨大地震に対する大阪全体のインフラ整備どうするんだと、防災対策どうするんだという、そういう緊急対応の集中的な投資かできるのかどうかという問題もありますし、今後の大阪の発展のための成長戦略をどう実現していけるのか、そうした政策を実現していくための投資の余力はどれだけあるのか、こういうことを明らかにしていく必要があるかと思います。

これまで財政シミュレーションにつきましては、事務局のほうからは、法定協議会で制度の大枠について議論していただいて、その上で再編効果、コストの精査、府市の収支予測、そうしたものを踏まえて検討すべきであるという慎重な姿勢をとってこられておりますけれども、今後、総務省と協議を続けていく、その中で明らかになってきたこと、それから、再編効果やコストの精査が反映された、そうした最終的なシミュレーションは最後の段階でいいかと思うんですけれども、現時点で提案されてるパッケージ案の考え方、平成23年度の決算ベースの数字等の現時点で示されているもので結構ですから、今の時点で私たちが今後議論を進めていく上で、この4案を比較検討し、絞り込んでいく上でも、この財政シミュレーションを示していただきたい、このように思うんですけれども、事務局のほうは、いかがでしょうか。

(浅田会長)
白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

財政シミュレーションにつきましては、パッケージ案でお示ししておりますような事務分担は、特別区が中核市並みの権限ということによりかといった点や、職員体制は中核市モデル等によって算出した人員でよいかといった点、また財政調整制度もお示ししておりますような案でよいかといった点、またできればですけれども、区割りにつきましても、4案からの絞り込みなどについて、一定の方向性を定めていただいたほうが、精度が高いものをお示しできるものと考えております。

ただ、委員お示しのように、区割り案を絞り込んだり、新たな広域自治体の状況を確認するために、現時点でのパッケージ案や、その他府市の収支予測などを前提とした仮のシミュレーションが必要ということで、非常に粗いものでもよいということとさせていただきますならば、法定協議会としてご確認いただきまして、ご指示いただけましたら、作業を行いたいと考えております。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

これ、財政シミュレーションなんですけれども、府のほうで10年ぐらいのスパンを見越してのシミュレーションというのは、僕が知事になってやろうという話になったと思うんですがそれ以前も10年とか15年ぐらいのスパンでやってたんですかね。すみません、かなり粗いシミュレーションですので、ですから、財政シミュレーションがそれは粗いものであるということを前提に考えていただきたいんです。ですから、確定的な、いろんな条件を設定して、この比較検討をするに当たって、それが重要な資料になるというようなものではなく、これは、将来的なシミュレーションの中で、その予算組みをやっていくための、ある目標みたいなもので使っているところもありますので、相当な仮置きを置いたシミュレーションであるということを前提に理解してもらいたいんですけど。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

だから、今後、この法定協議会で、この四つの案の中で、どの案が一番自治体経営として妥当なものなのかという絞り込みをしてくださいというのがミッションとして与えられているわけですし、それは具体的な制度設計、それから数値の精査をした最後にしか出てこないというのであれば、絞り込みもできないわけですよ。だから、現時点でこのパッケージ案をつくられた事務局の今の時点で想定されるもので結構です、当然今後変更になるでしょう、時点修正されるというのは、当然のこととして、この協議が進むような形で、ぜひ資料提供をお願いしたい。

ぜひ、会長のほうに、この法定協議会として、財政シミュレーション、事務局のほうでつくっていただけるように調整をお願いしたいと思いますので、そのことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

(浅田会長)

ありがとうございました。今、最後の清水委員のご要請に関しましては、当職のほうで預からせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、10分間、休憩いたします。

< 休 憩 >

(浅田会長)

それでは次に、自民、花谷委員からお願いいたします。

(花谷委員)

自民党の花谷です。まず、私のほうから、先ほどから効果額について、ちょっと議論がありました。引き続き、我々前回に引き続き、ちょっとさせていただきたいと思います。

試案1、これは7区案ですけども、この場合の効果額は幾らになるんでしょうか。それぞれね、府と市、現在の市で結構ですので、それはどのような項目で、どの程度の効果が、それぞれ出てくるのか、お答えをいただきたいと思います。

(浅田会長)

松阪課長。

(府市大都市局松阪広域事業再編担当課長)

今回のパッケージ案でお示ししました効果額、パッケージ案の中では、継続的效果としております、いわゆる節約効果になるかと思えます、これの内訳でございますが、A B項目関連といたしまして、約500億円、A B項目以外の府市連携の取り組みといたしまして、約1億円、市政改革プラン関係としまして約237億円、うち、重複分として考慮する額が約32億円、それから職員体制の再編、これは試案1ということでございますので、7区案の場合でございますが、こちらが約30億円から140億円、これらを合算いたしますと、年間で最大約846億円というふうになってございます。

この額を現在の大阪府と大阪府で区分いたしますと、A B項目関連につきましては、パッケージ案に参考として記載しておりますように、効果見込み額、約500億円のうち、大阪府に関するものが約35億円、大阪府に関するものが、約465億円となっております。

また、市政改革プラン関係の効果見込み額237億円というものは、全て大阪府の事業にかかわるものということになります。

職員体制の再編による効果額につきましては、府市トータルで算定しております、府市別の区分は行っておりません。このため、それを除いて合算いたしますと大阪府に関する節約効果が約35億円、大阪府に関する節約効果が市政改革プランとの重複分を除いて約670億円という計算になります。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

今、ご答弁いただいたように、全てが市のほうに節約効果が出てくるということはいくつもわかりました。当初、4,000億円捻出して、大阪を元気にする、それが1,000億円に少なくなって、先ほどもやりとりがありましたけども、広域自治体のほうに出てくる効果というのは、この時点では35億しか出ていない。さらに、職員による節約効果、これは15年から20年、これも特別区に入っていくわけですから、広域自治体で使えるお金というのは、非常に心配になりますし、先ほど、公明党の清水さんからも質問がありま

したけども、広域自治体のほうの財政力、非常に心配です。さらに、特別区の財政調整機能、これの責任ですね、広域自治体を持つということになってます。財源不足になったときに、広域自治体がどういうお金があって、それが賄えるのか、府議会本会議でも質問させていただきましたけども、この節約効果額では、大変に心配だなと。これに関して、また後ほど質問させていただきます。

次に、住民サービスの比較について、お尋ねしたいんですけど、大都市制度の見直し、特別区を設置することによって住民サービスが現在とどういふふうになるのか、これをきちんと有権者ですね、住民投票の有権者に示すことが必要だと私たちは考えています。府市の改革をしっかりと進めた場合と、特別区を設置した場合とで、住民サービスがどのように変わるのか、比較して、新たな大都市制度によって市民の暮らしにどのようなメリット・デメリットが生じるのか、示す必要があると考えます。これ、どのようにお考えですか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えいたします。新たな大都市制度への移行に伴い、現在の大阪市が実施している施策や事業については、公選の特別区長と区議会の適切な判断のもと、より地域の住民ニーズを踏まえた、よりきめ細やかなサービスが提供されやすくなるものと考えているところでございます。

住民投票に際しましては、大都市法において、「選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」と規定されているところであり、住民サービスに関して、今申し上げたような点も含めて、市民の理解が深まるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

私も大阪市民の一人です。私もなかなかこの住民サービスの程度って把握しづらいと思うんですね。どんなふうに変化していくのか、非常に知りたいです。知った上で判断をしていただきたい。自分たちの住民サービスがどうなるのか、わかった上で投票に行っていたきたいというふうに思ってるんです。

先ほど答弁にありましたように、わかりやすく説明しなければならないということですので、このわかりやすく説明をし、有権者の方にわかっていただく、この手法は非常に大切やと思うんですけども、どんな手法をお考えになっておられますか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答え申し上げます。事務局といたしましては、まず特別区の制度設計の基本的な考え方などをご議論いただき、その中にご指摘のような比較についても行っていくということになれば、対応を考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

ようわからん答弁なんですけど、その必要があるとお考えなのか、その手法をこれから考えていくべきとお考えなのか、私は必要やと思うんですけども、これについて、局長どうですか。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

委員から最終的に住民投票するときにはできるだけわかりやすいものをという視点からご指摘をいただいたというふうに思ってます。ただ、今、我々のやるべきことというのは、4案の案を出させていただいて、その中で、やはり大枠の制度設計を詰めていくということがまず最優先の課題だというふうに認識してますので、こういう議論を深める中で、最終的に案が絞られ、そして住民の皆さんに説明をしていくという段階で、どういう内容で、どう説明していくのかというのは、その過程の中でしっかりと対応を検討していきたいというふうに考えます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

住民サービスのところも、よく今まで議論してきましたけども、住民サービスがどう変わるかという話については、ちょっと幾つか議論を整理しなきゃいけないと思うんです。住民サービスの中身の問題と、住民サービスがどうやって決定されるかというプロセスの問題と、それからその決定された住民サービスをどう組織が具体化して、実行していくかという、この三つだと思うんですね。住民サービスの中身の問題は、選挙で選ばれた区長が、まさに区議会で決めていくわけですから、これは現在と比較はできません。要は、財

源と、財源のボリュームは基本的には変わらないということですから、総体としての住民サービスの、いわゆる額的、金額的なものは変わらない、これはもうはっきり言えると思います。ただ、中身について、住民サービスの中身について示せと言われても、これは公選区長が誕生した後に決めていくことですから、中身の問題じゃないと思います。比較ができるのは、住民サービスを定めるそのプロセスの問題、これは完全に比較ができます。今の決定のプロセスですね。要は、都島含めてその周辺の地域の住民サービスを今の大阪市役所体制だと、東住吉や、住吉や、天王寺区の議員もその都島周辺の住民サービスを決めていく、そのプロセスの中で市会として入ってきますけれども、特別区になれば、その周辺の区議会議員で決めていくという、プロセスの比較はできます。

それから、決定された住民サービスをどう行政組織が実行していくかということ、これも比較ができます。今だと、大阪市役所の本庁の局が主体となって実行していくことが、これから特別区という、この区役所が実行していく。それじゃあ、住民の皆さんは、一回、この大阪市役所の本庁で意思決定を待たなければいけないのか、それとも身近なところの特別区の決定だけで済むのか、そして組織対応も、本庁の局というところが基本的に対応するのか、それとも特別区が対応するのか、この住民サービスの決定のプロセスと決定された住民サービスをどう役所組織が実行するか、ここは比較ができますけれども、住民サービスの中身の問題は、これはそのときに選ばれた区長、議会がやりますので、ここの比較はできないと思ってます。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)

後ろの二つはね、比較する必要ないんです。既に、何度も何度も聞いてます。比較できない、意味のない話なんです。私たちが言うてるのは、住民サービスですので、わかりやすく、今の市長の話は抽象的で比較じゃないんです。比較というのは、数量的であるとか、人的財産であるとかね、そういうことをきちんとわかりやすくしていただく、そういう指標を考えといてくださいねと、私はプロセスとか、執行機関、これは比較対象にならないと思います。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

いや、統治機構の改革というものは、その決定のプロセスと、決定されたことをどう実行するかということが統治機構改革なんで、そこは勘違いしないでください。住民サービスの中身の問題は、できた仕組みの中で決めていくことなので、そこをわざとごっちゃにして議論することはやめてください。これは、役所組織の改革なんで、これは決定のプロセスの問題と、決定されたことをどう役所組織が実行するかの問題ですから。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)

だから、パッケージ案に基づいて比較をしているわけですから、パッケージ案の中身を言うてるんで、残り二つはね、理念的なことですので、それ以外の手法を考えてくださいという質問をしています。次にいきます。

コスト・効果の財政シミュレーションの、ちょっと進捗状況を聞きたいんです。先ほど、公明党さんが財政シミュレーション出してよと言ったら、前向きなご答弁でしたかな、違うかな。これは、きちんとやっぱり四つの中から一つを選ぶというのであれば、橋下市長は、すごく大ざっぱなものになってしまうんで、余りそれをベースに考えないでねというような答弁をされてましたけども、私たちは非常に重要やと思います。パッケージ案の中身について、前回もいろいろ質問させていただいたら、今後さらに精査する必要があるということは何点か答弁がありました。あれから1カ月たってるんですね。どの程度作業が進んでいて、私たちと公明党さんが求めている財政シミュレーションというのは、大体どの時点ですべて出しているのでしょうか。

(浅田会長)
大中課長。

(府市大都市局大中戦略調整担当課長)

コスト・効果の進捗状況につきましてですけれども、コストのうち、システム関係経費の精査を進めるため、現在、外部の専門家からシステムの改修方法などについてご意見をお伺いしているところでございます。

今後とも、総務局を初め、各局とも連携し、システムに係るコストの精査を進めていくこととしております。

次に、効果につきましては、本年8月時点で算定可能な財政的な節約額を試算したものでございまして、今後、精査が必要と考えているところでございます。現在は、A B項目につきまして、工程表に基づく進行管理を行いながら、各部局の取り組み状況の把握や想定等を行っているところでございまして、今後、各取り組み進展に応じて精査してまいります。

最後に、財政シミュレーションにつきましては、先ほどのご議論で会長にお預かりいただくことになりましたので、そのご指示を踏まえ、対応してまいりたいと考えているところでございます。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)

では、私のほうからも、会長に、この財政シミュレーション、ぜひお願いしたいと思えます。第2ステージから第3ステージに進んでいく上で、非常に重要なポイントになると、私は思っておりますので、ここはぜひともそうしていただきたいなというふうに思います。

もう一度言います。それも踏まえて、財政シミュレーションも踏まえて、住民サービス等々、きちんと住民投票の有権者の方々にわかりやすい手法を、ご理解いただきやすい手法を事務局に考えていただくことをお願いをして、私からの質問は終わります。

(浅田会長)

今、花谷委員からの要請につきましては、先ほどの清水委員から同じようなご要請いただいておりますので、当面、私のほうで預からせていただくということにさせていただきます。

木下委員。

(木下委員)

引き続き、私のほうからお尋ねをさせていただきたいと思えます。

今、花谷委員の質疑の中にもありましたけれども、私自身、今この議論のテーブルに載ってる、このパッケージプランそのものの位置づけというものが、曖昧やから、このような議論になってるのではないのかなというふうに思うわけでありまして。

そこで、事務局にお尋ねをいたしますけれども、このパッケージプランは、協定書のベースとなるものなののでしょうか、それとも、議論のための資料集という理解でいいのか、私は、このパッケージプランを修正加筆して協定書として取りまとめるのは困難やなという思いを持って一人でありますけれども、事務局として、このパッケージプランで何を議論しようとしてされて、どういうデータベースというふうにお考えなのか、このパッケージプランについてのご所見を伺いたいと思えます。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

今回のパッケージ案につきましては、協定書記載項目である事務分担、それに基づく職員体制、財産、債務などの制度設計を取りまとめてお示したものであり、協定書に書き込む制度設計のベースとなるものというふうに理解しているところでございます。

今後、法定協議会で制度設計の基本的な考え方などをご議論いただき、制度設計の大枠の方向づけや区割り案の絞り込みに一定の方向を出すなどしていただきまして、協定書に取りまとめていくことになるかと考えているところでございます。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

つまり、協定書を作成する際の一つのデータベースというご答弁でございますので、そのように理解をしておきたいと思えます。

となれば、このパッケージプランからどのようなプロセスで協定書が作成されようとしているのかを教えていただきたい。特に、今、第2ステージの議論をしているわけですが、この第2ステージで、どんなハードルを越えれば、次の第3ステージに進めるのか、教えていただきたいと思えます。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

協定書に向けた各ステージについてですが、協議会で確認いただいているステージスケジュールによりますと、第2ステージでは、法に基づく協定書記載事項を踏まえ、事務分担、職員体制、財産債務の承継、財政調整などについて、ご議論いただいているところでありまして、制度設計の大枠の方向づけや区割り案の絞り込みに一定の方向を出すなどしていただければと考えているところです。

また、これらのうち、事務分担や財政調整などにつきましては、必要な法改正に向け、国との調整を進めているところでございます。

次の、第3ステージでは、第2ステージでご確認いただきました一定の方向性を踏まえ、残る特別区設置の日、区の名称や区役所の位置、議会、府の名称についてもご議論いただければと考えてます。その上で、来年度の第4ステージにおきまして、それまでご確認いただいた制度設計や区割りについて、集約しまして、国との協議状況も踏まえながら、最終的に協定書をどうするかのご議論をいただき、取りまとめていくものと考えているところです。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

今の説明で、第3ステージ、第4ステージのところまで踏み込んだご説明をいただきましたけれども、次の第3ステージでは、区の名称であったり、区役所の所在地でありますとか、区の議会について議論するというご答弁でございます。

つまり、この第2ステージでは区割り案を決めなければ、第3ステージに進めないということになるのかどうか、確認をさせていただきます。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

第2ステージでの区割りの取り扱いについてですが、法定協議会で確認いただいているスケジュールによりますと、第2ステージでは制度設計の大枠の方向づけや、人口規模面から区割り案について一定の方向性を出していただくものと理解しているところで、その上で、さらに進んでご指摘のように、区割り案を一つに絞るかどうかといった点につきましては、法定協議会の委員間協議においてご議論いただくものだというふうに考えております。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

まあ、いずれにしても、この第2ステージで区割り案についての一定の方向性を出さなければ、次のステージには進めないというご答弁でございます。

もちろん、この第2ステージでは、先ほど公明党さんからの指摘があったように、職員体制の問題でありますとか、さっきの答弁にありましたように、財産・債務の承継問題、財政調整などの議論も深めていかなければならないわけであります。

何で私がこんな初歩的なことを聞くかと申しますと、先日の市会の決算委員会で地下鉄の民営化の効果額について94億円もの誤りが指摘をされました。10月2日の委員会で交通局もその誤りを認めたとありますけれども、1カ月近くたった今も、まだ大都市局から資料の差しかえでありますとか、正誤表などは配付をされていません。もちろん、誤ったデータで議論しろということではないと思いますけれども、速やかに訂正されてしかるべきと思うんですが、この間のこの取り扱いについて、どのような経過になっているのかご説明をいただきたいと思っております。

(浅田会長)

林課長。

(府市大都市局林広域事業再編担当課長)

お答えいたします。今回のパッケージ案におけます地下鉄民営化による効果額につきましては、交通局とも調整の上、既に公表されている「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」に大阪市財政への寄与分として記載されている額を効果額としたものでございます。

今般の市会での試算の考え方等のご議論等を受けまして、大都市局としても見直しは必要と考えております。

この10月25日に交通局から見直したい旨、回答があったところであり、現在当局におきましても、鋭意、精査・検討をしております。できるだけ早期にお示しできるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

早急に対応していただきたい。10月25日まで交通局から、その見直したい旨の回答がなかったというのも、非常にゆっくりしてはんねんという思いを持つわけでありませうけれども、先ほどのご答弁にあったように、協定書のもととなる財政調整やシミュレーションのデータベースであります。間違いをあげつらうつもりもありませんし、常に、やっぱり我々としては最新のデータで議論をしたいと思っておるわけでありませう。これらの議論の経過については、冒頭、局長から各省庁とのご報告がありましたけれども、先日の局長答弁にあったように、総務省に逐一報告をしながら協議を重ねていただいているということです。資料の訂正については、速やかに行っていただいて、総務省との協議のバックデータとしてしっかりとその対応をしていただきたいと思うんですけれども、その辺の局長のご所見を伺いたい。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

交通局の問題は、先日も大都市・税財政制度特別委員会に私も当事者として出席をさせていただきまし、今般の市会のやりとりというのは、当事者として指摘をしっかりと受けとめている次第でございます。そういう意味で、今現在、先ほど課長も答弁ありましたように、交通局と調整をするということで、速やかにやっておりますので、それを踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

先ほどの総務省の報告の中でも、10月28日付で回答書を送付されたとのことでありませうけれども、財政関係については、担当者間で適宜意見交換をしていくと記載されております。速やかに関係先に訂正をしていただくようお願いをしておきたい。

それから、あわせてこの地下鉄の部分については、市民の誤解を解消する観点からも、協議会だよりでの広報もあわせてしっかりと対応していただくようお願いをしておきたいと思ひます。

次に、このパッケージプランでは、地下鉄の民営化などの改革が前提となっておるわけでありませう。これ、民営化されなかつた場合のシミュレーションについてはどのようにお考えなのでしょう。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答え申し上げます。パッケージ案におきましては、地下鉄・バスに係る事務分担、職員体制、財産・債務につきまして、「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」、「バス事業民営化基本プラン(案)」を前提に作成をいたしております。

現在、市会で民営化について真摯にご議論いただいていると認識しており、民営化を前提としない制度設計の検討が必要ということになれば、事務局として対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

もう一つお尋ねをしたいと思います。先日の、市会の委員会で、水道事業についても民営化するという市長答弁がございました。これから、水道局では、この秋中というふうに言われておりますけども、多分、年内を目途に民営化の素案が作成されるんだろうというふうに思っております。これらの対応についても、どのようになさるのか教えていただきたい。水道事業というのは、やはりライフラインでございますし、265万人の大阪市民の生活の一番の基礎の部分の部分を預かっているわけですから、その27年4月を目途に、今議論を進めさせていただいておりますけれども、果たして水道局の民営化がこれに間に合うのかどうか、不安を持っております。

平成27年4月に向けての対応、これは我々としても、いいかげんな議論はできないわけでございますので、その辺のお考えについてご答弁をいただきたいと思っております。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答え申し上げます。水道事業につきましては、民営化など検討中であったため、パッケージ案においては、調整中といたしたところでございます。水道局で民営化の案が整理されましたならば、その内容を踏まえ、法定協議会に議論のたたき台となる知事・市長の案として整理し、お示ししたいと考えております。

以上でございます。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

つまり、議論のたたき台となる案としてパッケージプランに追加資料として出していただけという理解でよろしいのでしょうか。あわせて、時間的な問題、あるいは議論の重複、あるいはリスクを最小限に抑える意味からも、水道局だけでなく、交通局についても民営化できない場合のシミュレーションもお示しをいただきたいと思うのですが、いかがですか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えいたします。今の現在の段階では、水道局なり、交通局の現実に、案というものをまだ我々のほう、受け取っておりませんので、今後、出てきましたならば、それを検討いたしまして、対応策を検討いたしたいと考えてございます。

以上でございます。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

実はですね、この交通、水道以外にも、ごみの収集でありましたり、焼却工場の経営形態の見直しなど、未確定の要素が多く含まれておりまして、私は、当初から平成27年4月の特別区設置が可能なのかどうか疑問を持っておるわけでありまして。もちろん、民営化の成否と特別区設置の議論は別の話だと言われれば、そうなのかもわかりませんが、民営化が遅れたり、あるいはできなかった場合の対応も、この協議会でしっかりと議論をしておかなければ、市民生活に影響を与えることになりかねません。

もちろん、設置の日は別途定めることになっているわけですが、市長、知事は、平成27年4月の特別区設置を、いろんな場所で明言をされておられるわけでありまして。平成27年4月に、特別区を設置するとなると、逆算して考えれば、来年の5月定例議会で府会、市会、それぞれで議決をした上で、秋の住民投票に臨まなければならないのではないのでしょうか。

そして、仮に、秋の住民投票で可決をされても、半年余りの期間で特別区にスムーズな移行ができるのでしょうか。事務的な作業を考えれば、かなりタイトなスケジュールで、結果的に市民生活に大きな影響を与えかねないというふうに思うのですが、局長のご所見を伺いたいと思います。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

木下委員から設置の日に関するご指摘をいただきました。この設置の日につきましては、知事・市長の方針としては、平成27年4月ということでございますけれども、決定していただくのは、この法定協議会の場ということだというふうに理解しています。こういうことでございますので、これを踏まえて、我々事務局としては対応させていただくということになるかというふうに理解しております。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

私はね、ちゃんと対応できるのかっていうことを聞いているんです。府議会では、仕事を急ぐ余りに、いろんな部分でケアレスミスが生じて、部長さんが謝罪をされたということも伺っておるわけでありまして。もちろん、人のすることですから、ミスをあげつらうつもりもありませんし、ただ、そういうこともあり得るんだということを考えれば、今、平成27年4月というデッドラインを示されている状況の中で、もしやるのであれば、市民生活に支障のないように、速やかにスムーズに移行できるような環境を整備しなければならないというのが我々の思いなんですね。

先ほど公明党さんも指摘をされましたが、職員配置の問題も含めて、本当にちゃんと対応できるんですか。来年秋の住民投票から半年余りの間で、4月の特別区設置は普通に考えると無理やと思います。政治的な問題ではなくて、行政事務の責任者として、可能なかどうか、きちんと責任あるご答弁をいただきたいと思います。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

仮に27年4月に実施をするということであれば、先日も市長のほうからご説明があったかと思うんですが、いわゆる法的施行日と、いわゆる準備行為ですね、これを少し分けて考えていく必要があるかというふうに理解しています。

システムや庁舎の引っ越し、こういうものが設置の日をまたいで行われるということになるというふうに理解していますけれども、具体的にどういう方策で、どういう形でやるのかということについては、しっかり検討する必要があるというふうに考えていまして、この設置の日というもののご協議いただく中で、事務局としての対応というものも考えていく必要があるというふうに理解しています。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

僕が聞きたいのは、そういうことではなくて、政治的な意図を持って知事・市長がご発言なさっている部分と、行政事務を預かる責任者として、例えば、特別区を設置するとなれば、当然、住民基本台帳から全てを移さないかんわけです。これらのさまざまな行政事務の手续がきっちり、その半年余りの間でできるんですか、できへんのやったら、今のうちにできへんと言うといてくださいというような思いがあるんです。できへんことを今この場で議論をしても意味がないんです。

(松井委員)

行政事務の責任者は僕らやからね、最終的には。

(木下委員)

ちょっと待って、今、局長に、事務局に聞いてるんです。後で聞くから、ちょっと待って。

局長ね、本当に今、実際にこのいろんなパッケージプランの、いろんな国との調整やとか、さまざまな最前線で、その業務に当たっていただいている局長として、住民投票からの半年余りの期間で、4月の特別区設置は可能やお考えなのかどうかだけ伺いたい。行政事務的に。市民生活に影響を与えるかもわからないという不安を僕らが払拭できるような状況の中でのご答弁をお願いしたいと思います。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

行政事務の責任者として、現在の制度の中では、府の行政事務の責任者は私です。市の行政事務の責任者は橋下市長ですから、お答えをします。

今、木下委員がおっしゃられているようなお話は、まず、自民党として、さまざまな自民党の考え方をはっきり示していただければ、全く可能であると、こう思っております。今、もろもろ、地下鉄の問題、ごみの問題、水の問題、それぞれおっしゃってききましたけども、これ、市会の中でしっかり方向性を示していただければ、それで十分そのことをもとに、都構想のスケジュールに合わせて、入れてやっていける。

ここで、まず一番僕が思うことは、まさにこの法定協議会の中での自民党の質問が一番大阪市民の皆さんにとって住民サービスを阻害している原因だと思っております。大阪市民の皆さんは、現在は府民でもありますから、府民税も払い、市民税も払ってる中で、それぞれ先ほどから話出てる、WTCの開発やとか、ゲートタワー、両方に負担をして、両方とも破綻を招いておると、こういう形で、一番ご負担をいただいているのが大阪市民の

皆さんですから、大阪市民の皆さんに対して、この行政制度、これを変えることによるデメリット、こういうものは僕は全くないと、こういうふうに思っております。

今おっしゃってる都構想のスケジュール、再来年の27年4月、このことをできるのか、まずそのもととなる政党としての考え方を早急に取りまとめただければ、十分やれる、そういうスケジュール感であると、こういうふうに思ってます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

木下委員からいろいろご質問いただいたんですけどね、公明党さんのような建設的な質問をしていただきたいんですよ。今日は、こども相談センターと一時保護所の問題とか、それから、人員体制の問題とか、これはやっぱり検討すべき課題だと思うんですけども、木下委員の話は、総括すると民営化できるかどうかわからない地下鉄、水道事業の問題、ごみの問題、こんなわからない問題いろいろあるじゃないかと言うんですけど、それ、自民党さんが決断してくれれば、どんどん進むんです。だから、こちらは行政としてきちんとプラン、地下鉄なんかでも出したわけですから、きちんとスケジュールを立てて、問題点を行政と議会で課題を解決していこうということさえ決断してくれれば、この交通の問題、水道の問題、ごみの問題、これは解決します。ただ、あとは議会のほうできちっと円滑に進むように、一緒になってこの民営化に取り組んでもらえれば問題ありません。

それから、できるかできないかという話なんですけど、それは今議論しても仕方ないと思いますよ。それはまず、今手順を踏んでいって、本当に最後の最後に、いろんな問題で時期的に27年4月というものが、本当にこれできないという話ならば、僕らできないことを、それはできないことを進めるなんていうわけにいきませんから、それはそのときに判断したらいいじゃないですか。もともと、この都構想の話も、メディア含めて、最初の段階で、もう忘れもしませんが、2年前の段階で区割り制度と財政調整制度を全部示せなんていうことを皆言ってましたけど、そんなの示せるわけないんですから。こうやって、プロセスを踏んで、徐々に徐々にこうやって制度設計ができ上がってくるものですから、今この段階で、27年4月間に合わないんだから、間に合わないことを議論させるなんていうことじゃなくて、間に合うようにしっかりと積み重ねる議論をやって、最後の最後、本当にできないという話になったら、そこはしっかりと真摯に議論させてもらって、判断したらいいと思うんです。

だから、今は第2ステージ、第3ステージ、しっかり議論できるように、建設的な質問をしていただいて、課題の対応に当たれるように、こちらがやりますから、こういう民営化できるかわからないとか、本当に事務移譲が27年4月にできるのかって、そういう質問ではない質問をやっていただきたいなというふうに思ってます。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

僕しゃべってよろしいか。僕はね、27年4月というスケジュールに無理無理持つていくために、拙速な議論が行われてるのではないのかなと。もっと、きっちりと地に足をつけた議論をしたい、パッケージプランは、さっきご答弁があったように、協定書のもとになるベースのパッケージプランなんですね。ここに、いわゆる交通局の民営化が前提となっているわけです。そこには盛り込まれていない水道局の民営化も後づけで入ってきた。それ以外の経営形態の見直しについても、未確定の要素が多く含まれている状況の中で、きちんとした議論ができるのかどうかという不安を持っているんです。だから、別に27年4月、26年の秋に住民投票をやって、半年で移行できるということで、責任者である松井知事が明言をされたんでね、半年間でそんな庁舎の移転やとか、職員の手配が本当にできるんですかと。責任者である知事がそういうふうに明言をされたということは、今回の質疑を建設的でないという橋下市長から揶揄されましたけれども、その言質をいただけたということは、何よりも我々のこの議論を今後進めていく上での担保になるわけでありませう。

その上で、我々はやっぱり住民投票で可決をされるという以前に、府議会、市会での議決も要る、その逆算を考えれば、拙速な議論をここでせえと言われていたような印象を持っているんで、事務方として、事務的な作業で支障があったら、少なくとも、我々の思惑、政治的な思惑とは別の次元で、行政事務として滞ってしまうようなことがあれば、市民生活に影響を与えるんで確認をさせていただいたところであります。

今、27年4月という特別区を設置する一つの目標をお伺いをさせていただきました。これに向けて、それぞれのステージで、どういう議論がこれから進められていくのか、交通局の問題、あるいは水道局の問題、それ以外のさまざまな経営形態の見直しの問題も含めて、我々は真摯にこの議論に参加をさせていただいて、きっちり4案にフィードバックさせた上で、どういうプランになるのか、それが本当に市民のためになるのか、そういう観点でこの議論、継続して参加をさせていただきたいということを表明して、私の質疑を終わらせていただきます。

(浅田会長)

次に、民主・みらい、中村委員のほうからお願いいたします。

(中村委員)

私どもの与えられている時間のほとんどは長尾委員から質問をさせていただきますが、一つだけ、今のパッケージ案に示されておりません大変大事な課題のことについてお尋ねをしたいと思います。

第3ステージで、お答えもありましたけども、例えば、それぞれの特別区の議会の定数をどうするかとか、いろんな話が出てくるということではありますが、それも非常に関連してまいります。

合併や統合なら、いざ知らず、大阪市という基礎自治体を廃止・分割をいたしまして、

新たに五つか七つの特別区を新設する場合は、これまでと逆なんですね。物理的な執行体制ができていなければ、特別区の行政事務を行うことはできません。27年4月に制度移行が行われると仮定をいたしまして、新しくできる特別区に区長や区議会が設置されるまでの間、各区の行財政運営は誰が責任を持ってなさるんですか。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

制度移行により、特別区が新設された後、新しい区長が選ばれるまでの特別区の行政運営につきましては、大都市地域特別区設置法施行令で旧所在市町村の長であったものがその職務を行う旨規定されておりまして、大阪市の場合、各区の職務執行者には、制度移行直前の大阪市長が就くこととなります。なお、特別区の区議会につきましては、公職選挙法の規定に基づき、特別区設置の日から50日以内に区議会議員の選挙が行われることとなるようです。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の規定で、各区において区長が選任されるまでの間は、現在の大阪市長、このままでいくとすれば、今の橋下市長が職務執行者として、各特別区の全ての仕事をやられると、こういうことになるわけですね。

ところが、3月31日をもって議員はおりませんから、区議会の議員は誰一人いないわけですね。しかし、制度移行当初におきまして、災害対応だとか、大変重要な案件について、自治体として判断しなければならない、非常に大事なことも想定されるわけでありまして、二元代表制の観点からいいますと、こうした空白期間を生むということは、一定問題ではないかと、このように思うんですね。

そういうことで、例えば、東日本大震災のときも、選挙を延期をするというような形もありましたよね、そういうことで、暫定的な措置等も検討しておく必要というものがあるのではないかと、そのために必要な法的措置等も国などと協議をしてこられたのか、そういったことは一切やられてないのか、その辺はどうなんですか。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

移行時の区議会議員の扱いということだと思いますけども、現行制度では、新たに設置される特別区について、新しい区長が選ばれるまでの間は、旧所在市町村長が職務執行者

となる旨が規定されています。これに対して、区議会の議員については、特段の措置は設けられておらず、委員ご指摘のような措置については、特に検討していないところです。

(浅田会長)
中村委員。

(中村委員)
特別区に議員はいない。そして、その問題についても一切協議の対象にもしていない。考えてみますと、選挙をやる、選管もないんですよね。農業委員会だとか、そういった問題は一体どうなっていくのかということは私たちわからないんです。こういったことについて、ぜひしっかりと我々にご説明をいただきたい。

そのときの特別区の住民はどう対応したらよいのかということ、ぜひ我々にペーパーか何かでお示しをいただきたい。今の制度、それから特別区に移行していく、そのいわゆるしばらくの間、この間のそういう問題はどのようなところが具体的にありますよというようなことをちょっとお示しをいただけないでしょうか。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)
ですから、その間までは市長が職務執行をやるわけですから、市役所の組織を使って、きちっと職務執行するということです。だから、この議論はもう法律、国会議員でさんざん議論を尽くされた結果ですので、もうこれは、今ここで蒸し返す必要はなくて、誰がどういうふうにするかということは、いろいろ疑問がある中で、これはもう移行までの間は、この大阪においては政令市である大阪市の市長である僕が職務執行者になるわけですから、それは今の大阪市役所の体制を使って、しっかりとやっていきます。

(浅田会長)
中村委員。

(中村委員)
今、橋下市長からお話がありましたが、結局、今の法体系のもとで、それだけでやっていくと。だから、こういう問題については、大阪市として、大阪府として、新たにこういう問題がありはしないだろうかというようなことで、国との協議はもうやらないということですね、そこを聞いてるんですよ。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

これは、当時の政権与党は民主党さんであって、大多数の衆議院、参議院、民主党さんの中で、この移行時においては、議会はいいと、空白期間があいてもいいという判断をされたのは、まさに民主党政権の皆さんなわけですから、これは僕に対しての質問というよりも、ぜひ民主党の中で、なぜそんなことになったのか確認をしてもらいたいです。それはもういいと、区議会ができるまでの間は市長でやって、これは専決なんかでも、専決処分なんかでもいろいろありますので、そういう事態と類してといたしますか、これはもう執行者のほうで、まずやってくれと。あとは、特別区ができたときに、もう一回、事後確認をしていくということなんじゃないんでしょうかね。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

このことで何度もやり合っても仕方がないんですけども、先ほど、局長も言っておりましたように、何というんですかね、東京都区制度並みの、今の行政事務で、そして事務を順次移していくというような形じゃなしに、やっぱりこれは新たに、最初からこうやってどんとやるんだというような形を言っておられるんですよ。だからこそ、私は大阪として、あれは手続法ですからね、その中でそらいろんな議論があったでしょう。あったかもしれないけれども、大阪として、より住民の皆さんのそういう期待に応えようとするれば、こういったことは必要ではないかという疑問を申し上げてるんですよ。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから区議会ができるまで、区長が誕生するまでの間は、僕自身がしっかり責任を持って執行をやっていきます。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

いや、もういいですわ。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

OSAKAみらいの長尾です。引き続き、民主・みらいからの質疑をさせていただきます。

中村委員に引き続きまして、制度移行時の課題ということでお聞きをしたいと思います。前回の協議会でも議論がございました。先ほども、木下委員からご議論ございました。このパッケージ案によります新たな大都市制度への移行の場合に、システム開発や庁舎整備など、移行準備に一定の時間が必要になるということでもあります。

しかも、それは住民投票が実施をされて、特別区設置が確定した後でなければ、実際の準備作業には着手できないということで、それぞれ物理的に平成27年4月の移行は無理ではないのかということが指摘をされております。我々もそう思っております。

前回、橋下市長の答弁にもございました、本日、山口局長からも、発言がありましたように、法的な効果日と体制が完璧に整う日に若干のずれが生じるというようなことについて、具体的にどのような事態を想定、イメージしているのかお答えを願います。

(浅田会長)

大中課長。

(府市大都市局大中戦略調整担当課長)

平成27年4月に向かってのシステム開発や庁舎などの移行事務に関するご質問でございますけれども、特別区の設置の日につきましては、法定協議会におきましてお決めいただく重要な事項であると考えております。仮に、平成27年4月が特別区の設置の日となるのであれば、設置までに対応が必要なものと、それ以降に段階を踏んで対応可能なものに分類いたしまして、法定協議会のご議論を踏まえ、市民生活に支障が出ないように、今後検討を行いたいと考えているところでございます。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

段階を踏んで対応できるものと、設置日までに対応するものと分類するということなんですけどね、それ具体的に示していただかないと、なかなかイメージがわからないわけですが、とりわけこの間の議論でいきますと、システム開発や庁舎整備などについて、そういうことが指摘をされておりますが、ほかにもそういうタイムラグが生じる可能性がある課題はあるのかどうか、お聞きをいたします。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

システム以外にも、タイムラグを生じるものがあるのかということだと思いますけど、まずは新たに設置される特別区の事務分担や組織体制など、制度設計の大枠についてご議論いただき、協議会で一定の方向性が示された上で、システムと同じような課題がほかにはないか、今後さらに検討する必要があると考えているところでございます。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

事務分担の法的な効果が今の市長・知事のお考えでいけば、平成27年4月に発生をするにもかかわらず、システムの体制は移行中ということで、本当に住民のサービスに影響は生じないのでしょうか。それとも、27年4月までに必要なシステム移行は平成26年度中ですね、来年度中に整うという理解でいいのでしょうか。

(浅田会長)

大中課長。

(府市大都市局大中戦略調整担当課長)

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、特別区設置日につきましては、法定協議会におきましてお決めいただく事項と考えているところですが、仮に平成27年4月が特別区設置の日になるのであれば、システム移行について、設置日までに対応が必要なものと、それ以降に段階を踏んで対応できるものに分類しまして、法定協議会のご議論を踏まえ、市民生活に支障がないように、総務局初め、各局と連携しながら今後検討を行いたいと思っているところでございます。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

先ほどの答弁の繰り返しなんですけどね、冒頭、中村委員からも指摘しましたように、市町村合併とか、あるいは民間企業では、銀行の合併とは例が違うわけです。大阪市はなくなって、新しい特別区が五つか七つか、それ以外かわかりませんが、新たに設置をされるという、こういうケースで、本当にそういうことが可能となるのかどうか、現時点では大変我々としては疑問であるということだけ指摘をしておきたいと思います。

平成27年4月に全ての実態が伴わないというふうに考えているのであれば、そんな実態が整わないままに法的効果だけを先に発生をさせるという考え方ではなくて、実態が伴った時点で法的効果も発生をさせればよいというふうに思います。

なぜ、そこまで平成27年4月ということにこだわるのかわからないわけですが、

あるいは先ほどの事務局の答弁によりますと、設置の日を決めるのは第3ステージ以降というようなことが言われておりましたが、まずは設置の日を扱いをどうするかということも、先ほど議論ありましたが、明らかにしないと、パッケージ案の実りある議論にならないのではないかというように思いますが、いかがでしょうか。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

設置の日の協議についてですが、協議会で確認されたスケジュールでは、第2ステージにおいて事務分担や財政調整など、制度設計の大枠についてご協議いただくため、パッケージ案をお示ししているところであり、それらについて、一定の方向性が示された上で、特別区の設置の日についてはご協議いただく予定になるのではないかとこのように考えています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これ、そうしたら実態っていうものがどういうところなのかということを書いていただかないと、常に、実態が伴っていないということで反対するための理由に使われる場合もありますしね、何よりも、この大都市制度、新しい大都市制度のメリットのところを委員は全く考えられていないと思うんですけども、これは、何度も言ってますけども、今までの大阪府政、大阪市政の二重行政、二元行政のロスを早くなくして、そういう二度とばかみたいな意思決定がなされないように、広域行政で一元化していく、そして大阪市内に住民に近い基礎自治体をしっかりつくっていくというメリットの比較の中で考えなければいけないので、いたずらに実態が伴わないから、ずるずる延ばしていいという問題ではなくて、最後はバランスの問題になるかと思っています。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

先ほどから自民党の委員の質問、民主党の長尾委員の質問でも、27年4月は早過ぎる、早過ぎると、とにかく27年4月を越えさせてくれと、そういうように受けとめるようなお話多いんですけどね、なぜ27年4月かと、要はここに参加している議員のほとんどの任期は27年4月までです。この協議会に参加できる資格は、市民、府民に選ばれているからです。これが、27年4月までしか、皆さん任期ないんですよ。その資格を持ってこの大阪の大都市制度、行政制度、どうしようかと、今議論してるわけです。これ、27

年4月を越えれば、まあ、先ほどの木下委員の話でも、木下委員は多分選挙強いんで、ずっとまた、勝ち続けてこられるんかどうかわかりませんが、27年、皆さんがこの会議に参加できる資格は27年4月までしかないんですよ。そして、そのときには、また変わることが、これは可能性として出てくるんです。そこまで積み上げたもん、27年4月になったら、また一から議論するんですか。だから、27年4月と、自分たちがそこまでの、まあいうたら負託をいただいた期限内で議論して答えを出すのは当然の話だと。だから、27年4月にこだわってるんです。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)
ですから、別にこのメンバーで決めるということに反対しているわけじゃありません。私たちが申し上げてるのは、来年秋と想定されてる住民投票と、移行予定日、設置の日がなぜ半年しかないのかということ、それは無理じゃないかということ、縷々、ほかの指摘されてる会派の方も同じだと思いますが、そのことを指摘しているんでありますので、なぜ逆に、なぜ27年4月の発足をこだわるのか、逆に意味がわからないと、こういうことだけ申し上げて、次の質問に移ります。

前回も、お聞きをいたしました、事務分担は、これ、再度、何といたしますか、東京特別区と比べまして、政令市の権限もあれば、府県の権限もあると、逆に新しい広域に持っていく部分ももちろんありますけれども、特別区にいろんな権限を移すということで、無理が生じているんじゃないかということでもあります。財政調整しかり、職員体制しかりであります。本当に、事務分担の案に無理がないのかどうか、再度お聞きをいたします。

(浅田会長)
片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えいたします。今回お示した事務分担(案)は、これまでの法定協議会での議論を踏まえまして、特別区につきましては、住民生活や地域に直接関わりの深い事務をできる限り総合的に担えるよう、「中核市並み」の権限を有する基礎自治体として再編するということを踏まえ、整理したところでございます。この事務分担(案)をベースに、当該事務を実施するための組織体制や財政調整も含めたパッケージ案をお示しさせていただいたのでありまして、その扱いにつきましては、本協議会でご議論いただきたいと思いますところでございます。

以上でございます。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)

繰り返しになりますが、特別区に無理をして、いろんな権限を持たせようということが本当にいいのかどうか、慎重な検討が必要であるというふうに思っております。

パッケージ案については、あくまでたたき台であるというご説明だったと思います。したがって、修正、変更は可能だと思いますけれども、先ほどの話でありました四つの区割り案から絞り込まなければならないというふうに聞こえましたが、違う区割りや事務分担であっても、対応可能と考えておりますが、この点、どうでしょうか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答え申し上げます。中核市並みの権限を有する特別区を念頭に、事務分担を整理し、パッケージ案をお示ししたものでございまして、あくまでたたき台としてお示ししたものであり、ご議論の結果、内容について修正、変更を行う必要が生じますれば、事務局として対応いたしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

委員がその無理に権限を負わせてるんじゃないかという意味がちょっとよくわからないんですけどもね、だから進歩した中核市並みの特別区にしようということで権限とか、財源とか、職員体制を今考えているわけですよ。以前、民主党さんのほうが言っていた、特別区というのは不完全な基礎自治体じゃないかというような、その指摘は、これは権限が不十分だから、不完全な基礎自治体じゃないかということを書いてたわけです。だから、論理矛盾で、今だから、権限が不十分にならないように、中核市並みの権限を渡すんですから、これは不完全な基礎自治体じゃなくて、完全な基礎自治体をつくっていこうという議論なんですね。だから、何をもちて不完全な基礎自治体と言ったのか、それは恐らく民主党さんがこれまでの議論をしてきたのは、権限がないと、東京の23特別区というのは、権限が不十分だということで、ずっと不十分だ、不十分だという基礎自治体、そうならないような、完全な基礎自治体をつくっていつてるのが今回の議論ですから、ちょっと論理がおかしいと思うんです。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

ですから、その権限を五つの、住民に身近なところに移していくという意味でいいと仮にしたとして、そういう行政、事業を行っていく、そしたら税源、財源があるのか。それはセットで考えなければならないというのが我々の立場でありますので、その点、次にお伺いをいたします。

パッケージ案では、本来、基礎自治体の税源とされている市町村民税のうちですね、新たな広域自治体が賦課徴収するのはどの税金で、特別区が賦課徴収するのはどの税金なのか、もう一度改めてご説明を願います。そして、そのうち、いわゆる財政調整財源としてある税については、どれなのかもお答えをいただきたいと思います。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

お答えします。今回の制度設計案におきまして、新たな広域自治体が賦課徴収することとしております市町村税は、法人市町村民税、固定資産税と、現在新たな課税が停止されております特別土地保有税、あと都市計画税、事業所税の5税でございます。

特別区につきましては、この5税以外の個人住民税や市町村たばこ税、軽自動車税などの市町村税を賦課徴収することとしております。

なお、財政調整財源としておりますのは、新たな広域自治体が賦課徴収することとしております5税のうち、法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税の3税をお示ししているところでございます。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

特別土地保有税については、現在課税が停止されていると理解をしておりますので、実質、財政調整財源とされる税金は固定資産税と法人市町村民税になるということだと思っております。別途交付税があるということですね。それで、広域が固定資産税をこの案によりますと賦課徴収をするということになるわけですが、それは一見、当然のことと思われるかも知れませんが、私としては、違和感があります。なぜ、固定資産税を財政調整財源としているのか、改めてお答えをいただきたいと思います。

また、都市計画税と事業所税については、広域自治体が徴収しながら、財政調整財源には入っていませんが、この理由もあわせてお聞きをいたします。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

財政調整につきましては、広域自治体と特別区間の財源配分と特別区相互間の財源調整という二つの側面で行う必要がございます。このため、財政調整財源には、一定の税収規模を有しており、税源の偏在があるものがふさわしいとの観点から検討をいたしまして、この二つの要件に該当する固定資産税を財政調整財源の一つとしてお示したところでございます。

なお、都市計画税と事業所税につきましては、目的税としての用途がより明確となる配分制度を別途構築していることとしております。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

世界の大半の国を見ましても、自治体としての財源、基本的な財源というのは、不動産にかかわる税であります。そして固定資産税というのは基礎自治体として大変重要であるというふうに思っております。そういう税源を徴収できない、課税できないということが本当に普通の基礎自治体と言えるのかどうか、ここのことをもう一度考えていただきたいと思えます。

それで、さらに基礎自治体、特別区の側が固定資産税を課税徴収しないということになりますと、特別区として区内の不動産の情報がなくなると、把握できなくなるということ、意味をしております。移行当初は、そういう経験のある職員もおりますから、支障はないのかもしれませんが、ずっとそれが続きますと、不動産の情報、地域の情報がない職員ばかりになるわけでありまして、地域のまちづくり支援ということなどにも支障を来すのではないかとこのように考えておりまして、固定資産税と、それと連動します都市計画税を特別区が賦課徴収しない、あるいはできないということの意味は軽く考えるべきではないということでありまして、まさに不完全な基礎自治体をわざわざつくることになる制度設計になっているということでもあります。この点について、お考えをお聞きいたします。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

委員ご指摘の固定資産税、都市計画税につきましては、企業集積の度合いによって、地域的な税源偏在が生じており、特別区相互間の格差を是正するためには、これらの税を財源として財政調整を行う必要がございます。このため、パッケージ案では、広域自治体がこれらの税を賦課徴収いたしますとともに、固定資産税につきましては、財政調整財源として活用し、また目的税である都市計画税につきましては、広域自治体に事務移管された都市計画事業に充当しつつ、特別区の都市計画事業にも充当できるよう配分することといたしております。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

ですのでね、当然、税源の偏在、それはわかります。だから財政調整が必要と、そういうお答えなんですけれども、財政調整の必要な制度はつくる必要がないというふうに申し上げなければならないというふうに思っております。

固定資産税だけで大阪市の市税収入の4割を超えております。先ほど説明のあった5税を全部加えますと7割を超えます。そういう自主財源のない自治体を本当につくることの意味があるのかどうか、財政調整があるといいましても、結局財政調整で回ってくるお金は補助金みたいなものになるわけでありまして、そういう不完全な自治体は私たちはつくる必要がないというふうに考えていることを、再度申し上げたいと思います。

それですね、パッケージ案では事務分担(案)に対応する歳出ですね、事業費と、その事務に連動して移転する財源ということで、差額を1,634億円と算出をしておられます。その結果、大阪市がこれまで実施してきた事業、その決算額を丸ごと1,634億円広域へ移すと、こういう案になっておりますが、これが果たして府市再編、二重行政の解消の効果というふうに言えるのかどうか、疑問であります。広域としての本来の業務の範囲を決めて、財源を算出すべきでありまして、そういう考え方で計算すべきであるというふうに思っております。

それから、財源手当のない任意事務についても、市の財源を広域へシフトしておりますが、本来はその既存財源で対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

パッケージ案におけます財政調整制度につきましては、新たな事務分担(案)に基づきまして配分された事務を法定事務、任意事務にかかわらず広域自治体と特別区、それぞれがしっかりと提供できるよう、財源を配分することを基本として設計し、試算をお示したものでございます。

6月の地方制度調査会答申におきましても、特別区の他地域の適用に当たっては、その留意点として、道府県と特別区が分担する事務の規模に応じて税財源が適切に配分されることが必要という点、また現在指定都市が処理している任意事務につきましても、道府県と特別区との間の事務分担に応じた財源上の配慮が必要という点が指摘されているところでございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そもそもの議論の出発点のところはもうかみ合っていないんですけどもね、委員は大阪府庁の職員や、大阪府知事というものは大阪市民のために仕事をやってないという前提で考えてるじゃないですか。僕は知事も経験してますのでね、大阪府庁の職員、大阪府知事も、大阪市内選出の大阪府議会議員もみんな大阪市民のために仕事をやってるんですよ。だから、今まで大阪市がやってた仕事を、この大阪という狭い狭い地域の、そして人口集積が、高度に人口集積してる大都市においては、今、大阪市役所がずっと仕事をやってたものも、今度大阪市役所の職員も大阪府庁と一緒にあって、もうちょっと他の市町村のことも考えながら、大阪全体の広い視野に立って仕事をやったほうが、大阪全体のためになるんだらうということで、事務の役割分担やってるんですよ。だから、大阪市役所がやってれば、大阪市民のためになって、今度、大阪都がやれば、大阪市民のためにならないという、そういう発想はもうやめたほうがいいと思うんです。どっちのほうがより大阪全体のためになるかという議論だと思います。

(浅田会長)

長尾委員。

(長尾委員)

時間がありませんから、次いきます。

大阪版都区協議会については、時間がないので飛ばします。

次に、法改正事項、国との協議の状況についてお聞きをいたします。

冒頭、国との協議事項について進捗状況については、資料でお示しがありましたので、また十分検討させていただきたいと思いますが、パッケージ案を策定するまでの段階で、10月11日の大阪市の大都市税財政制度特別委員会で、我が会派の森山議員も質疑をいたしました。そのときに、事前にパッケージ案をつくる時にいろいろとアドバイスをもらったということで、そういう成果というか、調整の結果がパッケージ案に一定お示しをさせていただいているというご答弁がございました。その総務省のアドバイスの具体的な中身は何なのかお聞きをいたします。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

今回のパッケージ案の作成に限らず、これまでも大阪にふさわしい大都市制度推進協議会、いわゆる条例協議会での議論や、第30次地制調における大都市制度の議論の際にも、現行制度を所管する総務省と、事務分担や財政調整などについて意見交換を進めてきたところ。

第30次の地制調答申にも掲げられていますが、特別区が中核市並みの事務を処理する

事務分担や、東京都の調整3税以外の何らかの財源を調整財源として活用することなどについて総務省と意見交換を図りながら、パッケージ案の作成を進めてきたということです。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)

なかなか具体的な中身ということは、イメージしにくいご答弁なわけですが、逆にいろいろと、それは今後の協議ですが、法改正のハードルは高いんじゃないかというふうに思っております。

それで、その特別委員会のおきも、質疑をいたしましたけれども、これまでの国との協議、総務省等に行っておられるということで、10月11日の時点では9回ということでしたが、10月25日にも行かれたということで、これまで9回行っておられますと聞いております。そのうち3回は府出身職員のみで行っておられるということ、あるいは延べ人数で見ましても、府出身職員の方は25人、市出身職員の方は延べ7人という方々がこれまで行っておられるということでありまして、特別委員会でもお聞きをいたしました、本当に大都市局全体でそういう国との協議の情報共有ができていますかどうか、お聞きをいたします。

できているとするならば、この法定協議会にも節目節目ではなく、逐一報告をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(浅田会長)
本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

国との協議につきましては、大都市局として組織的に行っているものであります。相手方である国とも相談しながら、一定、協議の節目節目で協議会にご報告させていただきたいというふうに考えております。

(浅田会長)
長尾委員。

(長尾委員)

そういう節目節目というご答弁なんですけれども、我々としては、毎回法定協議会の場で進捗状況を報告していただきたいということを改めて表明をしておきたいと思っております。時間がありませんので、私の質疑は以上で終了いたします。

(浅田会長)

それでは、最後に共産、山中委員のほうからお願いいたします。

(山中委員)

いつも申します、お疲れだと思いますけれども、最後よろしく願いいたします。

前回は質疑をさせていただいたように、私どもは、大阪市を解体して、特別区に分割をするということは、人件費ですとか、議会費、システム経費などなど、ランニングコストの増に加えて、膨大なイニシャルコストを要することなどから、これは無理と言っていいというふうに思っていますけれども、今日は、その上で、さらに幾つか看過できない問題について質問させていただきたいと思います。

まず、特別区間の格差の問題についてです。パッケージ案では、歳入の差ですね、これが財政調整前であれば、最大4.5倍であるものを、財政調整して1.2倍にまでできますよという、そういうシミュレーションをされています。試案1に基づいて申し上げますけれども、A区では、財政調整前の歳入は1,208億円であるものが、調整後603億円と、50%に落ち込み、人口1人当たりいたしますと、財政調整前は7区中2番目ですけれども、調整の結果、最下位になる。また、C区も調整前の歳入は1,401億円ですけれども、調整の結果492億円、何と、35%までに下落をする。1人当たりでは、一番高かったものが4番目になるということになっています。ずっとご確認されているように、それぞれが中核市並みの独立した基礎自治体ということになるという前提なわけで、そういう中で、これほどの財政調整が一体、許容の範囲を超えないのか、大都市局が理解を求めるといふふうにならざるを得ないと言われていたけれども、これほどの調整は、理解の範囲を超えているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

財政調整制度につきましては、特別区間に税源の偏在がある中で、歳入格差を是正しまして、特別区が新たな事務分担に応じたサービスを提供できるよう、財源を配分するものでございます。

また、現行の政令市制度のもとにおきましても、市域全体で財源調整がされているわけでもございまして、ご指摘のような歳入額の調整につきましては、歳出に見合う必要な財源を配分した結果ということでお示ししているものでございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これ、委員ね、今の24区体制でも差はあるんですよ。それが今、大阪市役所のほうで予算編成しているので、その格差とか、財政調整の姿が見えないだけであって、こういう形できちっと、特別区というものを設置して、それぞれの収入とか財政調整の姿を住民の

皆さんに見てもらおうというところが住民自治のまず根幹だと思うんです。いろはのいだと思うんですよ。今だって、24区でものすごい格差がある中、これを大阪市長の予算編成の中で、相当是正しているんですから。だから、これ5区、7区案よりも、24区案のほうが格差はものすごいです。それを無理やり大阪市長の予算編成権で格差を是正しているわけで、どっちがいいかといったら、きちっと明らかに見えるほうがいいと思いますよ。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

今日は、事務方への事実の確認が基本だというふうにお伺いしていますので、あれですけども、今、大阪市の24行政区は、基礎自治体ではありませんので、それだけ申し上げておきたいと思います。

さっきご説明ありましたけれども、やっぱりこれはとても容認されるようなものではないというふうに思います。もちろん、それぞれが一定は新しい基礎自治体を運営していけるようにしようと思えば、そういう財政調整必要になるとは思いますけども、容認できるようなものではないというふうに思います。

私、いつもご紹介するんですけれども、世田谷区の区議会議員の方が、ブログでこういうふうにご説明されています。財政調整制度について、ブログで区民の皆さんに説明をされた後で、港区、渋谷区は税を取られるばかりで分配はゼロ、交付金には全く依存していない。世田谷区の歳入に占める交付金の割合は11%で、ゼロの次に低い数字。しかし、荒川区45%、葛飾区44%、墨田区43%、足立区41%と、都の交付金依存度が高い区が並んでいる、つまり自主財源以上の区政運営を行っているというわけです。こういう23区一体という制度は、もういいかげんやめてよと、世田谷区としては考えているわけですが、23区の中には、その制度におんぶにだっこで、これがなくなったらやっていけないという区があることも事実。そういう区は、その区の財源に見合った、それなりの運営をすればいいんじゃないのと思うのですけれど。こういうふうにご説明されているわけで、必ずそういう声が出てき、しんどい区は、本当に肩身の狭い思いをしなければならないでしょうし、同時に、それを補っていくような、そういう普通財産の格差も、前回も少し申し上げましたけれども、大きな問題だというふうに思います。

これ、パッケージ案によりますと、普通財産については、基本的に所在の特別区に張りつけるということになっています。各特別区の普通財産ですね、承継される普通財産について一覧出させていただきました。今の簿価というか、台帳価格でいいますと、B区は628億円、1人当たり15万7,000円であるのに対して、E区は19億円ですね、1人当たり4,000円、これ39倍の差があるわけです。このいただいた資料でいきますと、例えば、A区というのも、非常に普通財産多いですし、大きいですし、中身を見ますと、例えば、元扇町高校、これ、台帳価格109億円とか、元梅田東小学校90億円だとか、元大阪北小学校66億円など、こういうのは、売却することがいいかどうかは、それは議論があると思います。是非は別としても、売却可能な財産がずらっと並んでいる、そうい

うA区がある。一方で、先ほど言いました19億円で、1人当たり4,000円というE区は、19億と云って、売却できるかなというようなものが逆に並んでいるわけです。パッケージ案では、それだけでは大変だと思うんで、再配分の方法を考えるというふうにはされていますけれども、やっぱり、一旦配分したものをまた取り上げるなんていうことは、地方自治体としての権利や権限を侵すことになるのではないのでしょうか。

(浅田会長)
井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

財産は長年にわたりまして市民が築き上げてきた貴重なものというところから、住民が身近なところで決定いただけるよう、その財産の承継案を提案させていただいたところでございます。

お示しいただきました各特別区に分配した普通財産の調整につきましては、一定難しい面もあるのではないかと考えておりまして、偏在により生じる格差をどう埋めるかといった仕組みにつきましては、協議会でのご議論も踏まえながら、どのような仕組みがよいのかについて、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

(浅田会長)
山中委員。

(山中委員)

前日も申し上げましたけれども、やっぱりそれぞれが独立した基礎自治体となる、そのときに、これはこの基礎自治体のものですよというふうに分けておいて、後で、いや、実際にはいざとなったら一部分取り上げるとかということは、やはりそれは基礎自治体の自立した権利や権限をやっぱり侵すというやり方であって、そういう仕組みはつくれないと思います。ずっと、このことをお聞きしてるけれども、答弁全く変わらないということは、そういう仕組みというのは、もう編み出せないというふうに私は思います。

ですから、今も本市は毎年一定、未利用地の売却などで赤字を補填し、収支を償っているわけですから、これ、7区なり5区に分割をされて、ランニングコストは増えていく中で、売却する財産のない、そういう特別区は、やはりこれまでどおりの施策を実施することさえ厳しいというところが出てくることは、避けられないと思いますし、単独事業である敬老優待パスなどは真っ先にやり玉に挙げられていくのではないかと、そういうことを私どもは思っています。

そして、何と云いまして、やっぱり特別区がそういうふうには財政調整しないといけない、普通財産も分けたけれども、またもう一遍考え直さないといけないという形で、自立した、そういう基礎自治体とはなり得ないと、この点一つとっても、そういうことだというふうに思います。

基礎自治体の姿、一人前の基礎自治体としての姿という点で、もう少し幾つかお伺いを

したいと思います。

先ほどもありましたけれども、まず、児童相談所についてですけれども、以前に、主な8項目の事務分担の際にも申し上げました。児童相談所の特別区への設置を私どもは全否定するものではありませんけれども、現在、今、大阪市の児相、こども相談センターが持っている機能や質を低下させることがあっては絶対にならないと、こういうことを申し上げてきました。一時保護所については、先ほども質疑がありましたけれども、やっぱり私は児童相談所を特別区に設置をするというのであれば、一時保護所もきちんと特別区に児相と一緒にしなければならないと、このことはもうはっきりしているというふうに思います。一時保護所のない児童相談所などはあり得ないというふうに思います。

と同時に、同じような考え方ができると思うんですけれども、児童相談所で相談を受けた子供たちの、その受け皿になる、措置先の施設についてですけれども、これは、現在はもちろん、公立の施設も、民間の施設も、大阪市が所管をして、連携をとりながら、措置等をしているわけですけれども、このパッケージ案では、児童養護施設や乳児院という、大事な受け皿施設ですね、措置先の施設について、資料3にお示しをしていますとおり、公立は一部事務組合ですけれども、民間は所在地の特別区の所管ということになっています。このことについては、こども相談センターはどのように思われるでしょうか。

(浅田会長)

杉谷課長。

(大阪市こども相談センター杉谷運営担当課長)

児童相談所といたしまして、本来所管をする措置先である児童養護施設等は必要なものでございます。所管する施設がない児童相談所の場合には、近隣の施設について、そこを所管する自治体と協議の上、入所依頼をすることになります。本市の場合は、児童養護施設等の所在が偏在をしておるため、当面の間であれば、まず各特別区の児童相談所の間で入所調整などを行う有効な仕組みが不可欠になると存じます。

以上です。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

一時保護所と同様に、やっぱりきちんと、本当に機能させていこうと思えば、必要だと。しかし、当面、もしこういう形でいくのであれば、調整の仕組みが必要という、そういうご答弁だと思うんですけれども、現在も実際には、乳児院にせよ、児童養護施設にせよ、一定、飽和状態、いつでも受け入れることができますよという状況では決していない中で、そういう調整ということが、果たしてできるのかということを非常に心配をいたします。施設のほうも心配をしています。

資料に出していますように、幾つか重複してある特別区もあれば、これは試案1ですけ

れども、全くそういうものを持たない特別区もあるわけで、あるところ同士で、今ちょっと、うちいっぱいだから、都合してほしいとかという、そういう調整だったらまだしも、全く持たないところとあるところとの調整が果たしてできるのか、それから先ほどの、一時保護所と同じように、優先順位のつけ方などが、今まででしたら、大阪市の範囲の中で児相、一時保護所、施設という関係でできていたものが、間にもう一つ、ワンクッション、調整機関を置くことによって、二度手間、時間のロス、こういうものが子供の命や安全を守る上で大きな障害にならないかということを非常に心配をいたします。これは、明らかに機能の後退であるというふうに私は思います。

続きまして、同じ児童相談所の職員数についてですけれども、これはほとんど、現在の大阪市の児童相談所の職員数と、7区に分けたときの児童相談所の職員数は、ほとんど変わらないという、そういう案になっているんですけれども、その配置数案は、どのような考え方で算出されたのでしょうか。

(浅田会長)

小林課長。

(府市大都市局小林組織体制担当課長)

お答えいたします。児童相談所につきましては、児童福祉法上、都道府県及び政令指定都市に設置義務がございます。中核市は任意措置であるところでございまして、モデルとする近隣中核市5市においては設置されておられません。そのため、パッケージ案におきましては、業務実態を可能な限り反映する観点から、大阪府を比較対象とするのではなく、児童相談所設置団体のうち、大阪市と同様に相談件数が多いと見込まれる大都市圏に属する政令指定都市及び中核市、具体的には、横浜、名古屋、京都、神戸、福岡、横須賀の6市を比較対象とした上で、相談受け付け件数を指標に、児童相談所に係る職員体制を算出したところでございます。

この結果、パッケージ案におきましては、一時保護所も含めた職員体制は7区案において181人ないし182人、5区案におきましては177人となっております。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

そういうご答弁なんですけれども、これ、こども相談センター、どのようにお考えでしょうか。

(浅田会長)

杉谷課長。

(大阪市こども相談センター杉谷運営担当課長)

こども相談センターの職員配置についてでございますけども、先ほども申し上げましたが、7区案と比較いたしますと、こども相談センターの25年度の職員数が169人であり、6カ所増えるにもかかわらず、12人増の約1.07倍ということで、ほぼ変わらず、かなり小規模な児童相談所となることから、ノウハウの継続、専門職の確保、職権保護や安全確認体制の水準維持といった大きな課題があるというふうに考えております。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

全くおっしゃるとおりだというふうに思います。虐待は、大阪市は非常に痛ましい虐待の事件、何回も経験をしてきましたし、相談件数は非常に増え続けている。過去の事件に学びながら、例えば24時間のホットラインだとか、宿直体制だとか、いろんなもので、他都市と比べても、いろいろな手だてを尽くしている中で、こういう小規模な児童相談所があり得るのかというふうに思います。

同じように、政令市では、単独でやっていない職員の割り出しとして、教育委員会事務局の場合は、随分複雑な算出をして、かなり人員が増えるような、そういう算出をしているにもかかわらず、児童相談所のほうは、政令市プラス横須賀だけ、しかも相談件数だけで計って、それで、今とほとんど変わらない人員というのは、やっぱりちょっとあり得ないというふうに思います。

基本的にこの職員体制というのは、中核市と比べて、職員の体制、検討してきたわけですし、その点で、資料の裏側にお示しをしているんですけども、これがもちろんベストの考え方ですというふうに申し上げるつもりは全くありませんけれども、中核市で児相設置をしている横須賀と大都市局がなされたように、相談件数を基本にして、各特別区でどのぐらいの児童相談所の職員が要るかというのを試算をさせていただきました。そうしますと、パッケージ案では、A区は15ということでしたけれども、横須賀並みで計算をすれば33、B区は28でしたけれども、64と、こういうふうに、私ども計算をいたしましたけれども、やっぱりこのあたりについては、特に子供の命、安全にかかわることですので、ぜひきちんとしたご検討をいただきたいというふうに思います。

次ですけれども、一部事務組合についても、少し議論をしておきたいというふうに思います。

パッケージ案では、特別区に分けることもできないけれども、さりとて広域に持っていくわけにもいかないという、そういう理屈で国民健康保険や介護保険、基幹システムの調整管理、霊場、斎園それから福祉施設や市民利用施設などの施設管理と、合計78の事業を一まとめにした一部事務組合をつくらうというふうにしておられます。

ニアイズベターだというのは、どこへ行ったんだらうというふうに申し上げたいところなんですけれども、こんな包括的で、いろんなものがまざり合う、大変大きな財政規模や職員数を要する、こういう一部事務組合では、やっぱり市民の声が反映されなくなるので

はないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答え申し上げます。住民に身近な事務につきましては、公選の区長・区議会のもと、地域の実情に応じて自主的・自立的に施策を展開することが原則ですが、専門性の確保やサービス・効率性の確保が特に求められるものにつきましては、水平連携で実施することとしたところでございます。

なお、一部事務組合は特別区で構成されるものであり、特別区の意味が反映される仕組みであると考えているところでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

特別区の意味は一定反映されるのかもしれませんが、でも、その住民の声はどのようなかなというふうに思うわけです。例えば、前回、このことを大都市・税財政制度特別委員会で質疑させていただいたときに、東京23区には、人事・厚生事務組合というのがありますというふうには課長、おっしゃいましたけれども、この東京23区の一定、今回の提案ほど大規模なものではありませんが、この事務組合は、議員は全て特別区長ということで、執行部と議員と議会がもう兼任みたいな状態で、特別区の事務方の声は届くんでしょうけれども、区民の声は届くのかなという、そういう疑問が残ります。今回、パッケージ案で提案されている一部事務組合が同じ形態でやっていくというふうには思っていないけれども、やっぱり住民から遠ざかるのではないかというふうに思います。

とりわけ、国民健康保険や介護保険など、これは市民の暮らしですとか、健康に大きなウエートを占めていく、そういうものでして、こういうものまで含めて、何もかも一緒というのは、非常に困りますし、具体的に考えたときに、特に国民健康保険は、この案でいきますと、一部事務組合が保険者となって、保険料、その他もろもろを決めるわけです。そうすると、今の保険料の水準を維持していこうと思えば、今、市域全体で一般会計からの繰入金で179億円です。ですから、もし今の水準を維持するのであれば、これが必要となりますけれども、この繰入金を特別区間で一体どう負担し合うのか、あるいは個々の保険料の賦課決定には、税の資料が必要になってきますけれども、これは特別区の窓口が担っていくのか、それから保険料は一本化をすとしても、区ごとの所得階層、所得格差があるわけですから、特別区間の保険料収入とか、給付のアンバランス、こういうものも生じてくると思うんですけども、これをどうするのか等々、国保などを一部事務組合でやろうとすると、非常に複雑なことになるのではないかと思いますけれども、そのあたりは

いかがでしょうか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えします。国民健康保険事業につきましては、現行の保険財政規模の確保や、各特別区で保険料のばらつきを生じさせないことなどに配慮する必要があること。また、国において国保財政運営の都道府県単位化を推進していることなどから、当面の間は各特別区による一部事務組合により実施することといたしたところでございます。

国保会計への繰出金の扱いなどについては、今後、一部事務組合等関係者間で整理がなされるものと考えているところでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

非常に難しい話だと思いますね、それは。都道府県化される、広域化されるというふうにおっしゃるだけけれども、もうこれは10数年議論をされて、なかなか進んでいないことで、これもいつになったらできるかわからないということだというふうにも思いますし、いずれにしても、非常に異常づくめだというふうに思います。

それで、事務配分の問題で、もう少しお聞きをするんですけども、消防について伺いたいんですけども、これは都に移管をするということなんですけれども、改めてお聞きをしますけれども、消防というのは、広域行政になるのでしょうか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えします。消防につきましては、消防組織法第6条におきまして、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」となっておりまして、市区町村が責任を有しておるところでございます。

また、東京都区分においては、特別区の消防事務について、東京都知事が管理執行することとなっております。

以上でございます。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

お答えいただいたように、市町村事務ですね、市町村が行うものだと。東京のことをおっしゃいましたけれども、東京は全然違いますね、大阪の今やろうとしていることとは。東京の場合は、東京都消防庁というんですか、東京消防庁というんですか、それがごく一部の地域を除いて、別に23区だけではなくて、東京消防庁が管理執行しているということとして、大阪の場合、このご提案では、都消防庁という、消防局とか、消防部か知りませんが、そういう名前になったところで、そこが管理するのは、現在の大阪市域だけであって、府下には29の消防本部が並立するということになるわけです。ですから、今、大阪市消防局となってるものと、大阪都何とかというふうに、看板が変わるだけではないかというふうに思うんですけども、都に移管する意義とかメリットというのは、何なんでしょうか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えいたします。消防事務につきましては、第3回から第5回の協議会におきまして、事務分担、主な論点としてご議論いただいたところをございまして、その内容も踏まえ、パッケージ案では、現在の大阪市内の消防力の維持、大規模災害等、大規模災害時の消防力の確保、ハイパーレスキュー隊等の機能強化を図る観点から、現在、大阪市消防局が実施している消防事務を広域自治体の長である知事が管理執行することと整理したものでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

だから、結局、市町村事務ではあるから、本来だったら中核市並みという以上は、当然特別区なんだけれども、これまで大阪市一帯でやってきて、大阪市一帯で力をつけてきた、その統一性が失われてしまうという理屈で、都に移管という言い方をしている、一方ではやれ政令市や、都道府県の事務でも、住民に身近なものは特別区でだとかという言い方もなさりながら、統一性が失われますとあって、市町村のやるべきことを都に持っていくと、まさにご都合主義ではないかなということをお願いしておきたいと思えます。

それは、下水道事業も同じだというふうに思うんです。料金も、全く府下市町村はばらばらであり、前も申し上げました、大阪市は2番目に安いという中で、これは都に移管したところで、府域下水道との統合については、展望があるわけでは全くありませんね。ただただ、特別区に分けられないからということにすぎないということだというふうに思いま

す。ですから、結局、こうして見てみると、大阪市を解体するということは、やっぱり無理なのではないかというふうに思います。

最後ですけれども、港湾事業についても、少しお伺いをしておきたいと思います。

港湾事業も、これ都に移管ということですが、それは経済にとってプラスになることなんでしょうか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答えいたします。新たな大都市制度のもとでは、大阪都市圏の成長を支え、大阪全体の安心・安全を確保する役割を新たな広域自治体が担い、世界的な都市間競争に打ち勝つ「強い大阪」を実現することを目指しているところでございます。

このような考え方のもと、港湾については、大阪の成長を牽引する広域的な都市基盤であることから、その管理に係る業務については、広域自治体が港湾管理者となって実施することと整理しているところでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

そうおっしゃるけれども、府が管理している堺泉北港と大阪港とでは、成り立ちも、取り扱い貨物も入港船舶も非常に大きな違いがあるというふうに思います。堺泉北の主要な取り扱い貨物は、原油やLNGなどで、船舶もプロダクトオイルタンカーであるということに対して、大阪港の場合は、身の回り品から電機機械、染料、塗料などが主なもので、また外航入港船舶も圧倒的に大阪港の場合はフルコンテナ船ということです。外資コンテナ貨物は、これ2012年ですけれども、大阪港がコンテナ個数で212万TEUであるのに対して、堺泉北は2万TEUと、1%にも満たないわけで、これが一緒になったからといって、特に、インパクトがあるというわけではないというふうに思います。このことによって、貨物が増えるというわけでもなければ、いわんや成長力が高まる、国際競争力が高まるということはないというふうに思います。結局、大阪市を解体して、いろんなことをしたとしても、そのこと自体が経済をよくしたり、成長に役立つということではなくて、やっぱり政治の中身の問題であるというふうに思います。

そして、何よりも、繰り返しますが、都構想は市民にとってデメリットばかりな上に、125の法律改正を含めて、実現可能性の極めて低いものだということを申し上げて、質問とさせていただきます。

(浅田会長)

これで本日予定しておりました質疑は終わりました。

今後の協議会の進め方などにつきまして、11月1日、金曜日、午後4時30分から代表者会議を開催したいと思いますので、各会派代表者の方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

場所は、大阪市会第6委員会室でやらせていただく予定でございます。

この機会に、何かその他ご発言等はございませんでしょうか。

今井委員。

(今井委員)

今日いろいろ質疑を聞いておまして、文言の整理をしてほしいというふうに思います。特に、効果という言葉がいろいろ出てくるんですけども、効果額という概念が曖昧で、非常に混乱しているのではないかと思うんです。そもそも、経済波及効果というのは、産業連関表に基づいて数値化されていくわけやから、当然違うと。一方で、議論されてるのは、行政効率化効果であって、二重監督、二重行政で全廃せなあかんコスト効果と思うわけですけど、そこらが混乱してると。2009年2月の平松前市長のときの大都市制度構想研究会のときの資料を見てたら、そのときもきっちり、そこは分けられてると。そのときの資料見てると、域内総生産でも、経済効果は大阪で3兆円から4兆円あると。一方、行政効率化効果は、年6.4%以上あるということがその当時でももう言われてるわけで、ちょっとそこはもう明確に区分してもらわないと、混乱してるんじゃないかというふうに思うんで。できたら、議長レベルで、それはできへんかなというふうに思うんです。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

今井先生ね、少なくとも自民党は、経済波及効果の効果なんて言うたことないんで、ほかの会派の効果、コストの議論聞いてましても、どなたも経済波及効果なんか言ってない。あくまでもパッケージ案に出てきてる効果額の議論をしてるんで、誰も混乱はしてないと思いますよ。

(今井委員)

それはただ、効果出るだけで、文書的には行政効率効果とかいう形であらわさないと、市民の皆さんかて、非常にわかりにくいではないかというふうに思うんです。

(花谷委員)

パッケージ案に効果と書いてある、効果額と書いてあるから議論をしているんであってね、一度も経済波及効果について議論してないです。

(浅田会長)
松井委員。

(松井委員)
これは、知事・市長案なので、わかりやすく文言整理します。

(浅田会長)
それでは、本日の協議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。
次回、第9回の協議会は、11月15日、金曜日開催しますので、委員各位におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。